

袋井市 第2次 障害者計画

認め合い、支え合い、自立生活できる福祉のまち

平成 25 年 3 月

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象者	4
5 計画の策定体制	4
6 第1次計画における課題	5
7 基本理念	6
8 基本目標	6
第2章 障害のある人を取り巻く環境	9
1 人口・世帯の構造	10
2 障害のある人の状況	12
3 身体障害のある人の状況	14
4 知的障害のある人の状況	18
5 精神障害のある人の状況	21
第3章 基本計画	23
基本計画	24
施策の体系	25
1 共生する地域づくり（啓発・広報）	30
（1）啓発や広報の推進	30
（2）地域福祉の推進	31
（3）福祉教育等の推進	33
（4）交流機会の拡大	34
2 地域での自立した生活を支援する体制づくり（生活支援）	36
（1）総合的な自立支援体制の構築	36
（2）発達障害のある人への支援	39
（3）精神保健福祉施策の推進	40
（4）難病施策の推進	42

3	健康で安心できる環境づくり（保健・医療）	43
（1）	健康づくり支援体制の充実	43
（2）	医療支援の充実	44
4	自立と社会参加に向けた基盤づくり （療育・教育・育成、雇用・就労、情報・コミュニケーション）	45
（1）	早期療育支援・教育体制の充実	45
（2）	雇用・就労の充実	47
（3）	情報提供体制の充実	49
（4）	スポーツ・レクリエーションの推進	50
（5）	文化・芸術の振興	51
5	すべての人にやさしいまちづくり（生活環境）	52
（1）	生活環境の整備	52
（2）	住環境の整備	53
（3）	防災・防犯対策の充実	54
第4章	計画の推進体制	57
1	計画を推進するための各々の役割	58
2	計画の進行管理と評価	59
3	関係機関・団体との連携	64
資料編		65
1	袋井市障害者計画策定のためのアンケート（抜粋）	66
2	袋井市障害者計画策定経過	79
3	袋井市障害者計画推進協議会要綱	80
4	袋井市障害者計画推進協議会委員名簿	82
5	用語解説	83

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市は、平成 19 年 3 月に障害のある人のための施策に関する基本的な計画「袋井市第 1 次障害者計画」と、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を数値目標で示した「袋井市第 1 期障害福祉計画」を、平成 21 年 3 月に「袋井市第 2 期障害福祉計画」を、平成 24 年 3 月に「袋井市第 3 期障害福祉計画」を策定し、障害のある人が住み慣れた地域でその人らしく自立した生活を送ることができるようにさまざまな支援を行ってまいりました。

「第 1 次障害者計画」は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 か年計画のため、新たな計画の策定が必要であります。この計画を策定するにあたり必要な根拠法令である「障害者基本法」が平成 23 年 8 月に改正され、「療育」、「防災及び防犯」、「消費者としての障害者の権利保護」、「選挙等における配慮」、「司法手続きにおける配慮、国際協力」の 5 つの基本施策が新設されました。また、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」が平成 24 年 10 月に施行され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成 25 年 4 月（一部平成 26 年 4 月）から施行されます。

これに伴い、静岡県では平成 25 年 3 月に「ふじのくに障害者プラン 21（第 2 次静岡県障害者計画）」の策定を予定しています。

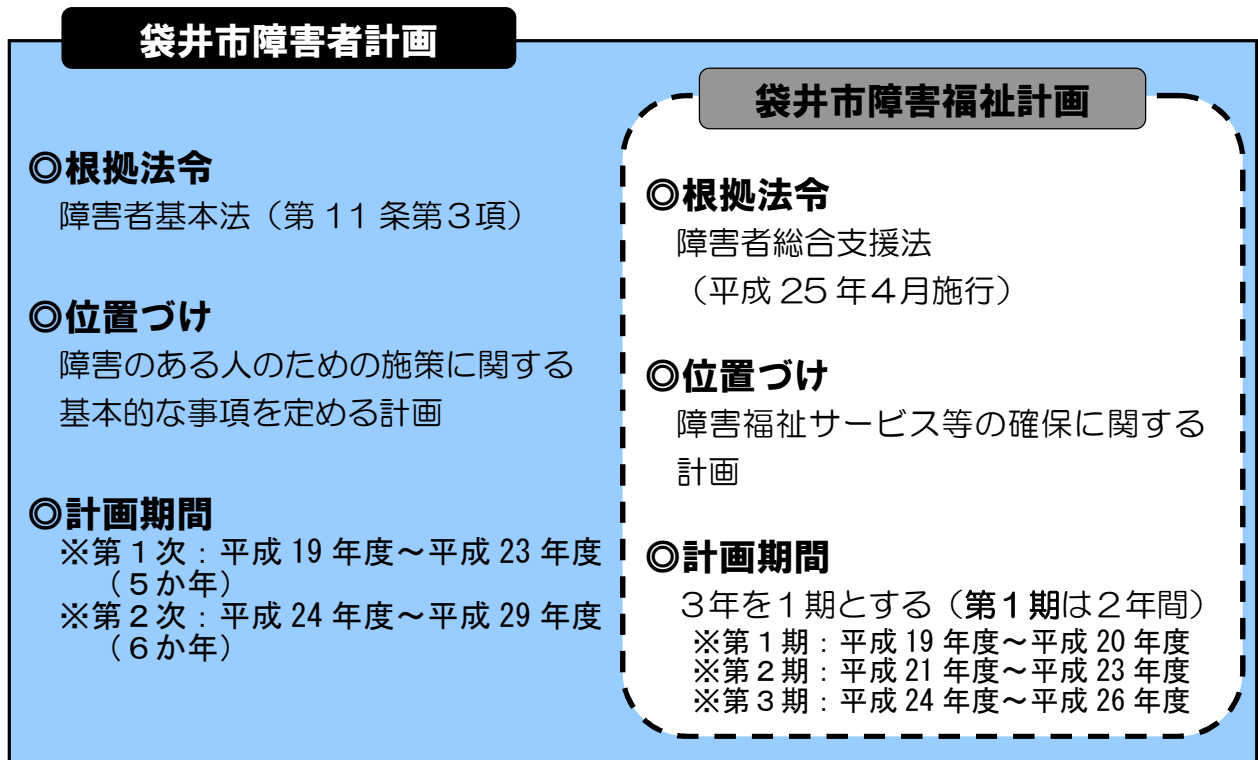
こうしたことを踏まえて、「袋井市第 2 次障害者計画」（平成 24 年度～平成 29 年度までの 6 か年計画）は、国や県の計画、また「袋井市第 3 期障害福祉計画」と整合性を図りながら策定することといたしました。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づき、本市における障害のある人の状況等を踏まえ、障害のある人のための施策を定めるものです。

「袋井市総合計画」、「袋井市地域福祉計画」、「袋井市長寿しあわせ計画」及び「袋井市健康づくり計画（後期計画）」等、本市の関連計画や国の「障害者基本計画」、県の「ふじのくに障害者プラン 21（第 2 次静岡県障害者計画）」等の計画と整合性を図りつつ策定し、推進します。

◆袋井市障害者計画と袋井市障害福祉計画の関係◆



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 か年とし、社会経済情勢や障害者総合支援法の改正に伴う状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者 計画		第 1 次（5 か年）					第 2 次（6 か年）					
障害福祉 計画	始期	第 1 期	第 2 期				第 3 期					

4 計画の対象者

本計画は、障害のある人を中心に、介助者、援助者、ボランティア、地域住民などすべての人を対象者とします。

障害のある人とは

障害者基本法によって定義されている「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」、また、「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する人並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」をいいます。

よって、療育の必要な乳幼児、児童・生徒、発達障害のある人、自立支援医療費の支給を受けている人、難病患者など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を含みます。

5 計画の策定体制

●平成 24 年度袋井市障害者計画策定のためのアンケートの実施

障害者手帳をお持ちの人に、障害の状態や福祉サービスの利用状況・利用意向などのご意見を伺い、障害者計画の見直しの基礎資料とするため実施しました。

（アンケート結果はP66からの資料編に掲載しています。）

調査対象	障害者手帳所持者
調査方法	郵送配布 郵送回収による無記名式アンケート調査
標本数	1,539人
調査期間	平成24年6月28日～平成24年7月23日

◇回収結果

対象者	1,539人
回収数	827人
有効回収数	804人
有効回収率	52.2%

●障害者計画推進協議会での審議

庁内関係各課による意見調整を行うとともに、地域住民組織、福祉関係団体、保健・医療関係者、その他市長が必要と認める者で構成する袋井市障害者計画推進協議会で、実質的な審議を行いました。

6 第1次計画における課題

第1次障害者計画では、障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、5つの基本施策と18の事業計画により「障害のある人の社会参加の促進」に取り組んできました。

障害のある人に対する理解を深めるための事業としては、講演会や映画会の開催、広報ふくろいに特集記事を掲載したり、ふれあい広場等による交流機会の促進に取り組んできましたが、アンケート調査の結果では、市民の理解があると感じている人は31.8%にとどまっており、障害や病気を正しく理解してもらうための啓発事業をさらに推進していく必要があります。

アンケート調査による主な支援者（家族や身近な介助者等）への問いには、配偶者や両親などの家族での支援が60%を超え、家族中心の生活実態がうかがえ、障害のある人に限らず、支援者の高齢化、年金中心の厳しい生活の状況などが背景となって、「老後」や「親亡き後」など、将来への不安につながっていることがうかがえます。

これらの不安解消のため、知的・精神に障害のある人の施設整備を計画的に進めてきましたが、今後も社会福祉法人等による施設整備を進めていく必要があります。

また、身体障害のある人の日中の居場所を確保するための通所施設、重度障害のある人の通所施設及び短期入所施設は市内にはなく、市単独または近隣市町と共同で設置するなどの整備が求められています。

障害のある人の災害時における避難対策として、これまで社会福祉施設との使用協定を進めてきましたが、東日本大震災の教訓から、障害のある人は災害時の避難生活への不安が大きいため、福祉避難所の設置が求められています。

また、災害時要援護者支援体制の強化を一層進めていく必要があります。

これまで、重度障害者（児）医療費や精神障害者医療費の助成、障害福祉サービス利用料の助成等の事業を実施してきましたが、アンケート調査による市への要望は、年金・手当の所得保障や生活に直結した要望が多く寄せられていますので、引き続きこれらを実施していくとともに、さらに充実する必要があります。

7 基本理念

本計画は、障害のある人もない人も、同じように生活し、ともに活動できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」の理念と障害のある人が人間としての尊厳を保ち、持てる能力を日常生活において最大限に発揮しながら、その人らしく生活できることを目指して、各種施策を展開するものです。

そのため、本計画の基本理念を

認め合い、支え合い、自立生活できる福祉のまち

とします。

8 基本目標

基本理念の実現にあたり、具体的な方向性を示すものとして、以下を基本目標とします。

(1) 社会参加の促進

障害のある人が、いきいきと地域で生活するためには、障害のある人への理解を深める、福祉教育や福祉体験学習等の活動の機会が必要であり、そのための広報、啓発活動の充実に努めます。

また、行政、障害者団体、事業所、ボランティア団体、地域住民等が協働し、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生を図るため、社会的障壁を除去し、障害のある人も地域住民の一員としてさまざまな場面に積極的に参加、参画し、お互いの人格を尊重し、支え合うことのできる社会を目指します。

(2) 障害のある人の自立の促進

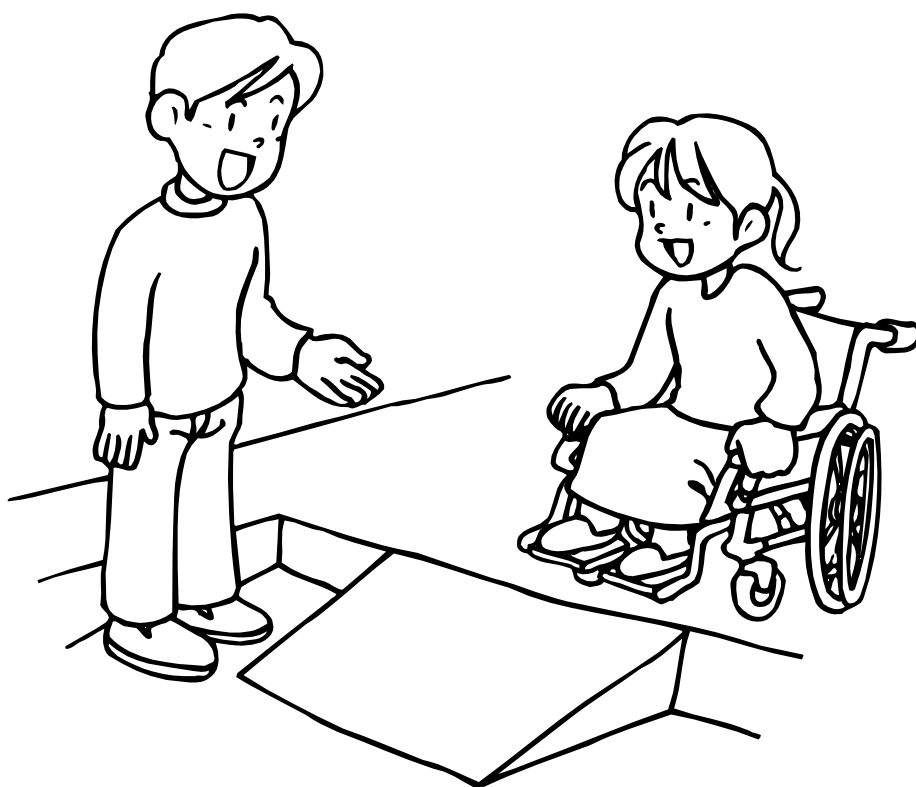
障害の種類により、それぞれ特徴があり、必要とする支援の方法も異なります。障害のある人が自分にあったサービスを選択できるよう、相談体制と情報提供の充実に図り、日常生活や社会生活を支援するため、グループホーム、障害者就労施設等の整備により、自立した生活の場の確保に努めます。

また、乳幼児期に早期療育を行い、二次的障害や虐待の予防など、子どもや子どもに関わる人たちが安心して生活できる社会づくりを目指します。

(3) ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化の推進

障害の有無、性別、年齢に関わらず、誰でも安全で快適な生活が送れるような優しいまちづくりを目指して、ユニバーサルデザインの考え方を活かした生活環境のバリアフリー化が全国的に進められています。本市においても引き続き、公共施設、公共交通機関、道路の整備などの改善に取り組み、さらなるバリアフリーのまちづくりを目指します。

また、災害時における福祉避難所の検討など、障害のある人が安心して生活できる環境づくりを目指します。



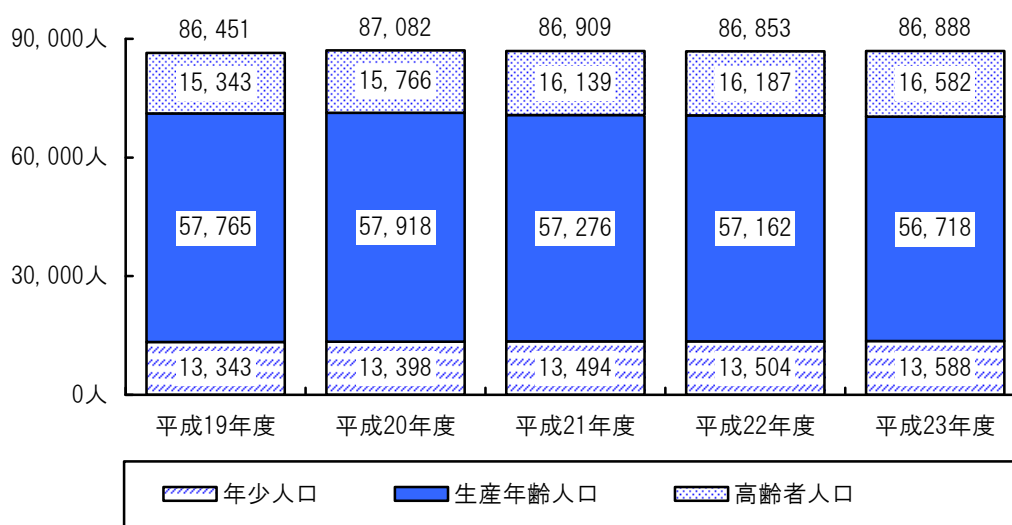
第2章 障害のある人を取り巻く環境

1 人口・世帯の構造

【年齢別3区分人口の推移】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人口総数	86,451人	87,082人	86,909人	86,853人	86,888人
年少人口 (0～14歳)	13,343人	13,398人	13,494人	13,504人	13,588人
生産年齢人口 (15～64歳)	57,765人	57,918人	57,276人	57,162人	56,718人
高齢者人口 (65歳以上)	15,343人	15,766人	16,139人	16,187人	16,582人

資料：住民基本台帳登録人口+外国人登録人口（各年度3月31日現在）



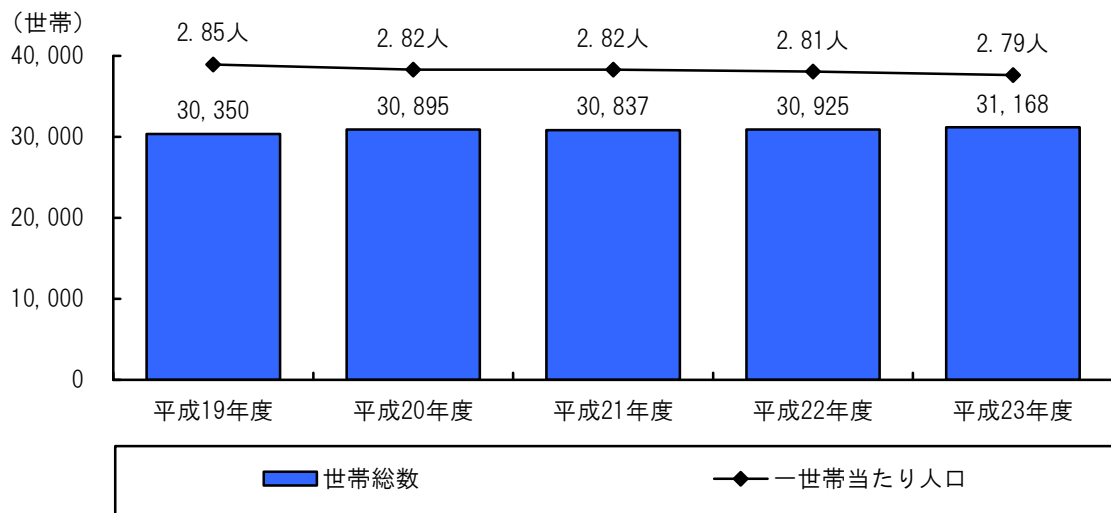
人口総数は、各年度間でほぼ横ばいとなっており、平成23年度末では86,888人となっています。

年齢別の3区分をみると、0～14歳までの年少人口は横ばいとなっています。15～64歳までの生産年齢人口はやや減少していますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっています。

【世帯総数、一世帯当たり人口の推移】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
世帯総数	30,350 世帯	30,895 世帯	30,837 世帯	30,925 世帯	31,168 世帯
人口総数	86,451 人	87,082 人	86,909 人	86,853 人	86,888 人
一世帯当たり人口	2.85 人	2.82 人	2.82 人	2.81 人	2.79 人

資料：住民基本台帳登録人口+外国人登録人口（各年度3月31日現在）



世帯総数は、各年度間でほぼ横ばいとなっており、平成23年度末では31,168世帯となっています。

一世帯当たり人口も、ほぼ横ばいとなっており、平成23年度末は2.79人となっています。

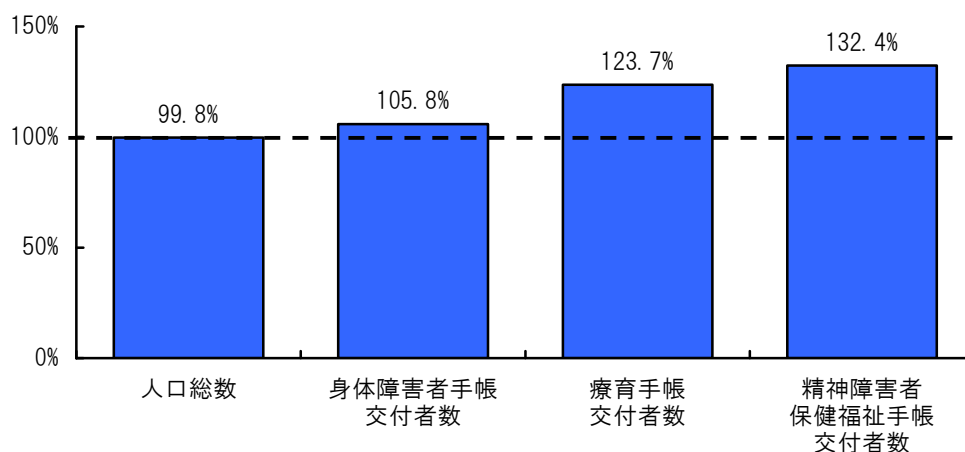
2 障害のある人の状況

【身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移】

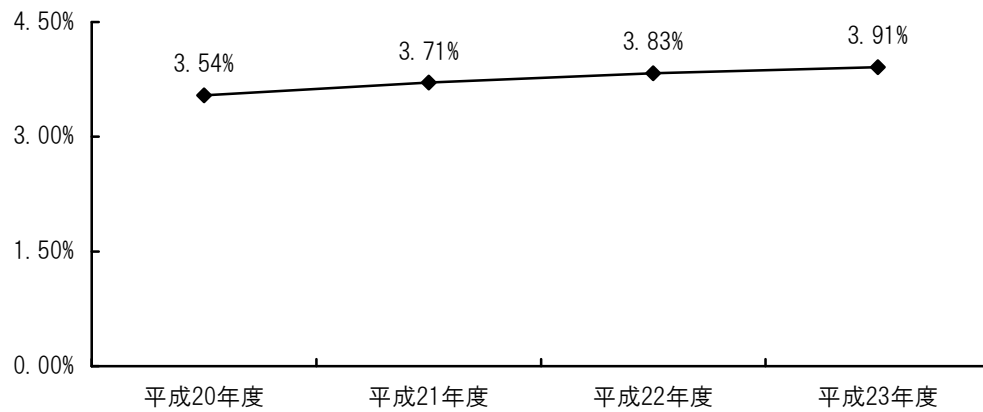
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成20年度との比較
人口総数	87,082 人	86,909 人	86,853 人	86,888 人	99.8%
身体障害者手帳交付者数	2,455 人	2,538 人	2,582 人	2,598 人	105.8%
療育手帳交付者数	427 人	459 人	494 人	528 人	123.7%
精神障害者保健福祉手帳交付者数	204 人	229 人	249 人	270 人	132.4%
障害者手帳交付者総数	3,086 人	3,226 人	3,325 人	3,396 人	110.0%
人口総数に対する比率	3.54%	3.71%	3.83%	3.91%	-

資料：人口総数 住民基本台帳登録人口+外国人登録人口（各年度3月31日現在）
 身体障害者手帳等交付者数 しあわせ推進課（各年度3月31日現在）

【平成23年度の人口及び各手帳交付者数の伸び率（平成20年度との比較）】



【人口総数に対する障害者手帳交付者比率の推移】



平成 23 年度の障害者手帳交付者総数は 3,396 人となっています。

内訳は、身体障害者手帳交付者数は 2,598 人、療育手帳交付者数は 528 人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 270 人となっています。

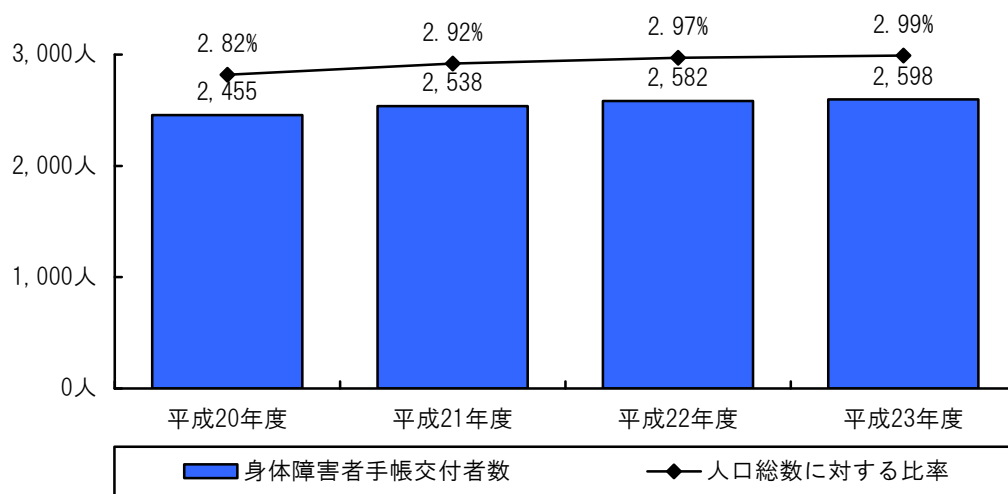
なお、人口総数に対する比率は 3.91%となっており、各種障害者手帳交付者ともに増加傾向となっています。

3 身体障害のある人の状況

【身体障害者手帳交付者数の推移】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 20 年度 との比較
人口総数	87,082 人	86,909 人	86,853 人	86,888 人	99.8%
身体障害者 手帳交付者数	2,455 人	2,538 人	2,582 人	2,598 人	105.8%
人口総数に 対する比率	2.82%	2.92%	2.97%	2.99%	-

資料：人口総数 住民基本台帳登録人口+外国人登録人口（各年度 3 月 31 日現在）
 身体障害者手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度 3 月 31 日現在）

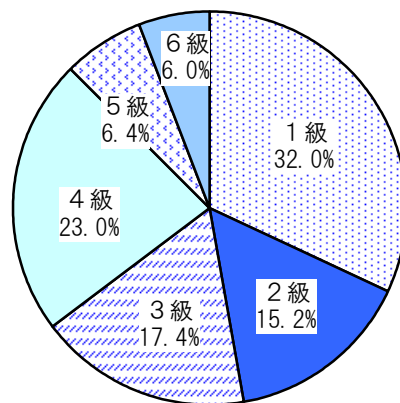


【身体障害者手帳交付者数の推移 等級別】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 20 年度 との比較
1 級	783 人	811 人	836 人	831 人	106.1%
2 級	380 人	394 人	391 人	394 人	103.7%
3 級	447 人	451 人	457 人	453 人	101.3%
4 級	525 人	553 人	577 人	599 人	114.1%
5 級	173 人	178 人	171 人	166 人	96.0%
6 級	147 人	151 人	150 人	155 人	105.4%
合計	2,455 人	2,538 人	2,582 人	2,598 人	105.8%

資料：身体障害者手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度 3 月 31 日現在）

【身体障害者手帳交付者数 等級別の割合（平成 23 年度）】



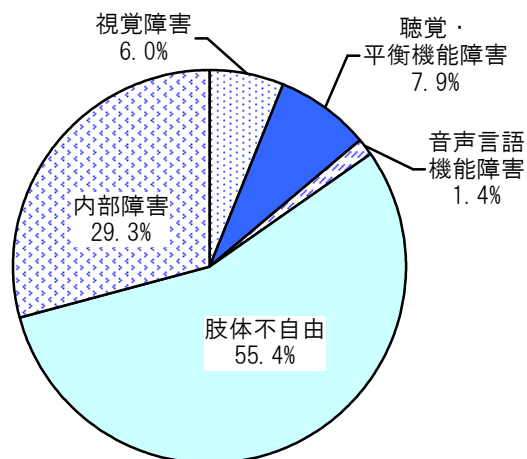
平成 23 年度の身体障害者手帳交付者の等級別の人数と割合は、1 級が 831 人（32.0%）と最も多く、次いで 4 級が 599 人（23.0%）、3 級が 453 人（17.4%）、2 級が 394 人（15.2%）などとなっています。

【身体障害者手帳交付者数の推移 障害の種類別】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 20 年度 との比較
視覚障害	148 人	154 人	153 人	157 人	106.1%
聴覚・ 平衡機能障害	197 人	209 人	208 人	206 人	104.6%
音声言語機能 障害	34 人	32 人	36 人	36 人	105.9%
肢体不自由	1,410 人	1,431 人	1,442 人	1,438 人	102.0%
内部障害	666 人	712 人	743 人	761 人	114.3%
合計	2,455 人	2,538 人	2,582 人	2,598 人	105.8%

資料：身体障害者手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度 3 月 31 日現在）

【身体障害者手帳交付者数 障害の種類別の割合（平成 23 年度）】



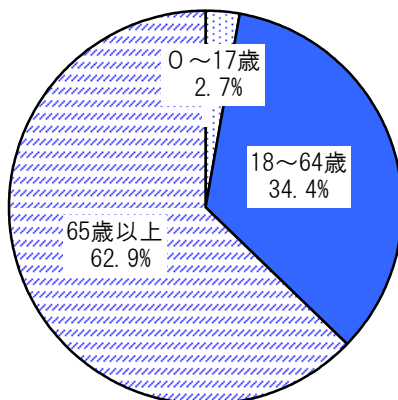
平成 23 年度の身体障害者手帳交付者の障害の種類別の人数と割合は、肢体不自由が 1,438 人（55.4%）と最も多く、次いで内部障害が 761 人（29.3%）、聴覚・平衡機能障害が 206 人（7.9%）などとなっています。

【身体障害者手帳交付者数の推移 年齢別】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 20 年度 との比較
0～17 歳	64 人	59 人	72 人	69 人	107.8%
18～64 歳	830 人	840 人	891 人	895 人	107.8%
65 歳以上	1,561 人	1,639 人	1,619 人	1,634 人	104.7%
合計	2,455 人	2,538 人	2,582 人	2,598 人	105.8%

資料：身体障害者手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度 3 月 31 日現在）

【身体障害者手帳交付者数 年齢別の割合（平成 23 年度）】



平成 23 年度の身体障害者手帳交付者の年齢別の人数と割合は、65 歳以上が 1,634 人（62.9%）と最も多く、次いで 18～64 歳が 895 人（34.4%）、0～17 歳が 69 人（2.7%）となっています。

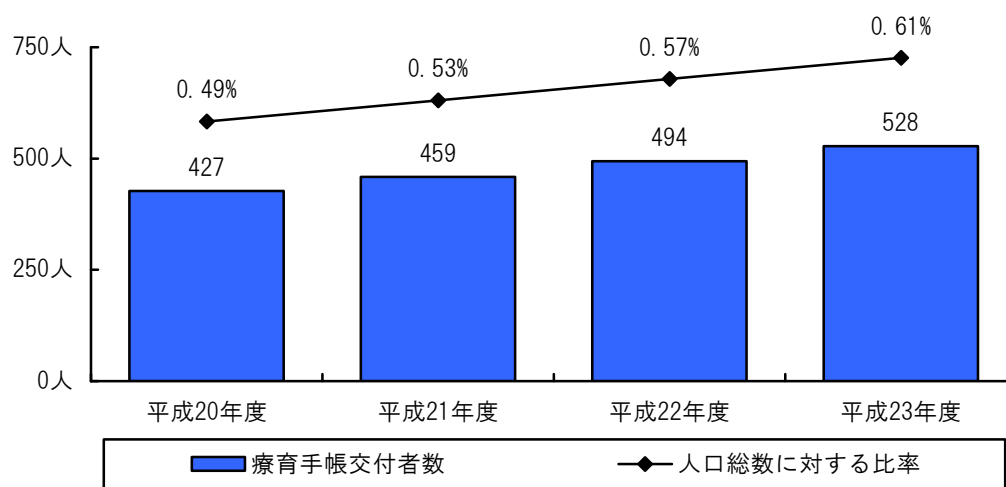
4 知的障害のある人の状況

【療育手帳交付者数の推移】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成20年度との比較
人口総数	87,082 人	86,909 人	86,853 人	86,888 人	99.8%
療育手帳交付者数	427 人	459 人	494 人	528 人	123.7%
人口総数に対する比率	0.49%	0.53%	0.57%	0.61%	-

資料：人口総数 住民基本台帳登録人口+外国人登録人口（各年度3月31日現在）

療育手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度3月31日現在）

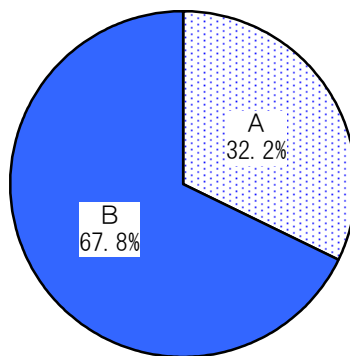


【療育手帳交付者数の推移 等級別】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 20 年度 との比較
A	144 人	147 人	156 人	170 人	118.1%
B	283 人	312 人	338 人	358 人	126.5%
合計	427 人	459 人	494 人	528 人	123.7%

資料：療育手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度 3 月 31 日現在）

【療育手帳交付者数 等級別の割合（平成 23 年度）】



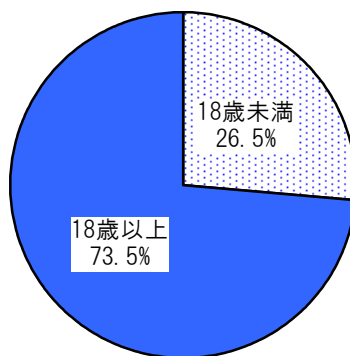
平成 23 年度の療育手帳交付者の等級別の人数と割合は、Aが 170 人（32.2%）、Bが 358 人（67.8%）となっています。

【療育手帳交付者数の推移 年齢別】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 20 年度 との比較
18 歳未満	111 人	124 人	134 人	140 人	126.1%
18 歳以上	316 人	335 人	360 人	388 人	122.8%
合計	427 人	459 人	494 人	528 人	123.7%

資料：療育手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度 3 月 31 日現在）

【療育手帳交付者数 年齢別の割合（平成 23 年度）】



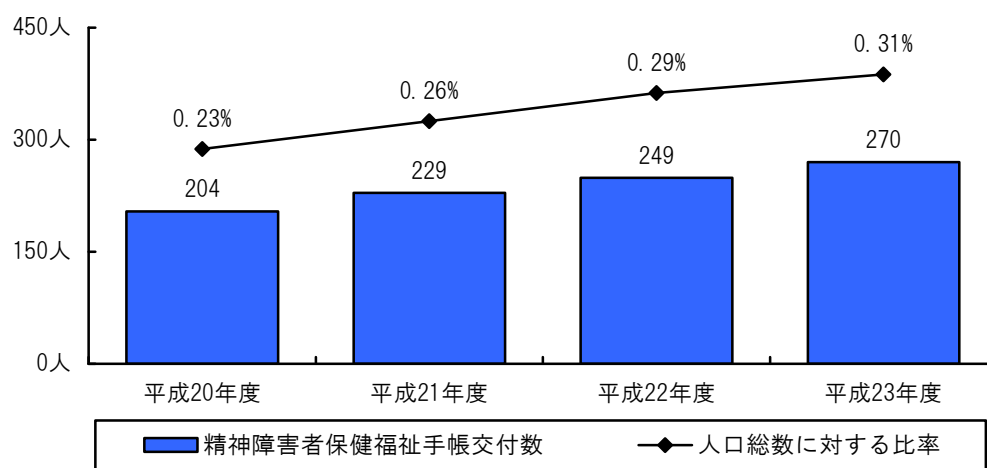
平成 23 年度の療育手帳交付者の年齢別の人数と割合は、18 歳未満が 140 人（26.5%）、18 歳以上が 388 人（73.5%）となっています。

5 精神障害のある人の状況

【精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 20 年度 との比較
人口総数	87,082 人	86,909 人	86,853 人	86,888 人	99.8%
精神障害者保健福祉手帳交付者数	204 人	229 人	249 人	270 人	132.4%
人口総数に対する比率	0.23%	0.26%	0.29%	0.31%	-

資料：人口総数 住民基本台帳登録人口+外国人登録人口（各年度 3 月 31 日現在）
 精神障害者保健福祉手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度 3 月 31 日現在）

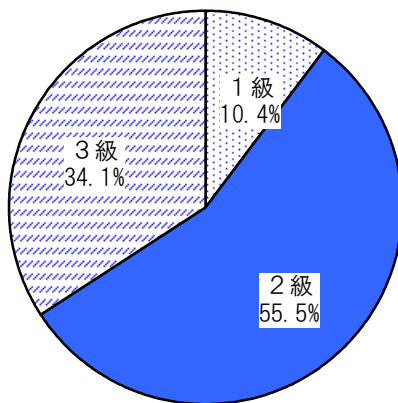


【精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移 等級別】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 20 年度 との比較
1 級	19 人	21 人	23 人	28 人	147.4%
2 級	114 人	133 人	139 人	150 人	131.6%
3 級	71 人	75 人	87 人	92 人	129.6%
合計	204 人	229 人	249 人	270 人	132.4%

資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度 3 月 31 日現在）

【精神障害者保健福祉手帳交付者数 等級別の割合（平成 23 年度）】



平成 23 年度の精神障害者保健福祉手帳交付者の等級別人数と割合は、2 級が 150 人（55.5%）、3 級が 92 人（34.1%）、1 級が 28 人（10.4%）となっています。

第3章 基本計画

基本計画

1 共生する地域づくり (啓発・広報)

- (1) 啓発や広報の推進
- (2) 地域福祉の推進
- (3) 福祉教育等の推進
- (4) 交流機会の拡大

2 地域での自立した生活を 支援する体制づくり (生活支援)

- (1) 総合的な自立支援体制の構築
- (2) 発達障害のある人への支援
- (3) 精神保健福祉施策の推進
- (4) 難病施策の推進

3 健康で安心できる環境 づくり (保健・医療)

- (1) 健康づくり支援体制の充実
- (2) 医療支援の充実

4 自立と社会参加に向けた 基盤づくり (療育・教育・育成、 雇用・就労、 情報・コミュニケーション)

- (1) 早期療育支援・教育体制の充実
- (2) 雇用・就労の充実
- (3) 情報提供体制の充実
- (4) スポーツ・レクリエーションの推進
- (5) 文化・芸術の振興

5 すべての人にやさしい まちづくり (生活環境)

- (1) 生活環境の整備
- (2) 住環境の整備
- (3) 防災・防犯対策の充実

施策の体系

1 共生する地域づくり（啓発・広報）

（１）啓発や広報の推進

- ① ノーマライゼーションの理念の普及
- ② 住民ニーズの把握
- ③ 障害者団体への加入促進
- ④ 障害者団体等の自主事業への支援
- ⑤ 虐待の防止

（２）地域福祉の推進

- ① 見守りネットワークの構築
- ② ボランティア・NPO法人の育成・支援
- ③ ボランティアの登録制度の推進
- ④ 運転ボランティアの育成・支援
- ⑤ 点訳・手話・要約筆記等の講習の充実
- ⑥ 市職員の専門性の向上

（３）福祉教育等の推進

- ① 福祉活動の充実
- ② 福祉教育実践校事業の推進
- ③ ふれあい体験事業の推進
- ④ 家庭における福祉教育の推進
- ⑤ ボランティア体験学習の充実

（４）交流機会の拡大

- ① 小・中・高等学校と特別支援学校との交流促進
- ② 施設行事・地域行事における相互交流
- ③ 交流機会の充実
- ④ 社会福祉大会の開催
- ⑤ やさしい心啓発事業の実施
- ⑥ 運賃等助成・割引制度の利用促進

2 地域での自立した生活を支援する体制づくり（生活支援）

（１）総合的な自立支援体制の構築

- ① 身体障害のある人のための障害者支援施設の整備促進
- ② 知的障害のある人のための障害者支援施設の整備促進
- ③ 精神障害のある人のための障害者支援施設の整備促進
- ④ 障害者就労施設への支援
- ⑤ 相談支援体制の整備
- ⑥ 訪問相談の充実
- ⑦ 相談員等の資質の向上
- ⑧ 地域自立支援協議会での定期的な協議
- ⑨ 運賃等助成・割引制度の利用促進
- ⑩ 相談支援専門員体制の確立
- ⑪ 支給決定における公正・公平性の確保
- ⑫ 成年後見制度等の利用推進
- ⑬ 低所得者に対する支援
- ⑭ 介護保険サービス事業者の参入促進
- ⑮ 障害福祉サービスの利用体制の充実

（２）発達障害のある人への支援

- ① 発達障害の早期発見・早期支援体制の充実
- ② 特別支援教育の推進
- ③ 相談支援体制の充実
- ④ 発達障害の正しい理解のための啓発
- ⑤ 国や県への要望

（３）精神保健福祉施策の推進

- ① 精神障害者保健福祉手帳の啓発
- ② 精神障害者就労施設等の運営支援
- ③ 精神保健に関する普及啓発活動の推進
- ④ 精神障害のある人の自立支援
- ⑤ 在宅訪問指導の推進
- ⑥ 相談窓口の充実

（４）難病施策の推進

- ① 社会復帰に向けた支援
- ② 在宅福祉サービスの推進
- ③ 在宅訪問指導の推進
- ④ 国や県への要望

3 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）

（１）健康づくり支援体制の充実

- ① 健康診査の充実
- ② 健康診査後の事後指導の充実
- ③ 健康教育の推進
- ④ 健康相談の充実

（２）医療支援の充実

- ① 自立支援医療（更生医療・育成医療）費の給付
- ② 重度障害者（児）医療費の助成
- ③ 精神障害者入院医療費の助成



4 自立と社会参加に向けた基盤づくり (療育・教育・育成、雇用・就労、情報・コミュニケーション)

(1) 早期療育支援・教育体制の充実

- ① 早期療育相談の実施
- ② 療育支援ネットワーク連絡会の開催
- ③ 子ども早期療育支援センター「はぐくみ」の充実
- ④ 保育所(園)や幼稚園への障害児対応保育士・支援員の配置
- ⑤ 子ども支援室による教育支援
- ⑥ 教育相談体制の充実
- ⑦ 多様な教育の場の提供
- ⑧ 小・中学校への特別支援学級等支援員の配置
- ⑨ 障害児放課後児童クラブの充実
- ⑩ 放課後等デイサービス事業の推進

(2) 雇用・就労の充実

- ① 雇用・就労の推進
- ② 市への雇用機会の拡充
- ③ 障害者就業・生活支援センターの活用
- ④ ジョブコーチの活用推進
- ⑤ 精神障害のある人の雇用促進
- ⑥ 就労体験機会の拡大
- ⑦ 福祉的就労場所の確保
- ⑧ 障害者雇用に関する啓発
- ⑨ 障害者就労施設等への業務委託や物品の調達の推進

(3) 情報提供体制の充実

- ① 障害福祉サービス等の情報提供の充実
- ② 視覚障害のある人に対する情報提供の拡大
- ③ 聴覚障害のある人に対する情報提供の拡大
- ④ 手話通訳者の配置
- ⑤ 情報支援機器やソフトウェア等の整備

(4) スポーツ・レクリエーションの推進

- ① 障害者スポーツ教室の開催
- ② 障害者スポーツ大会等への参加促進
- ③ 地域行事・運動会等への参加促進
- ④ ふれあい広場等を通じた交流促進
- ⑤ スポーツ施設利用料の減免
- ⑥ スポーツ指導員の育成

(5) 文化・芸術の振興

- ① 障害者文化展の充実
- ② 文化・芸術サークル等の支援
- ③ 文化・芸術活動等に積極的に参加できる環境づくり

5 すべての人にやさしいまちづくり（生活環境）

（１）生活環境の整備

- ① 公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入
- ② ＪＲ袋井駅のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入
- ③ 公園のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入
- ④ 歩道のバリアフリー化の推進
- ⑤ 自主運行バスのバリアフリー化の推進

（２）住環境の整備

- ① 障害者用住宅改造・改修費助成及び改良相談
- ② 市営住宅のバリアフリー化の推進
- ③ グループホーム、ケアホームの整備促進
- ④ 施設への入所

（３）防災・防犯対策の充実

- ① 見守りネットワークの構築
- ② 情報伝達体制の整備
- ③ レスキューナウへの登録推進
- ④ 緊急通報システムの整備
- ⑤ 障害のある人の防災訓練への参加促進
- ⑥ 福祉避難所の整備
- ⑦ 要援護者２次避難体制の整備
- ⑧ 福祉ボランティアとの連携強化
- ⑨ 防災・防犯意識の高揚
- ⑩ 災害時要援護者避難支援計画の作成推進

1 共生する地域づくり（啓発・広報）

（１）啓発や広報の推進

現状と課題

障害のある人もない人も分け隔てなく、地域でいきいきと生活するには、地域住民すべてが人権尊重の意識を持ち、障害のある人に対する理解を深め、支え合うことが大切です。

本市においてもイベントや学習会などを通じてノーマライゼーションを啓発してきましたが、アンケート調査の結果では、障害のある人への理解について、身体障害のある人で26%、知的障害のある人で29%、精神障害のある人で40%の人が「理解がない」と感じています。また、「自分の生活の実情をもっと知ってほしい」も上位にあげられており、まだまだ障害のある人に対する誤解や偏見があることがうかがえます。

障害のある人に対する誤解や偏見をなくすには、広報ふくろいや市ホームページの活用、講演会の開催等の啓発活動に加え、各種行事等さまざまな機会を捉えて啓発活動を推進していく必要があります。

施策

① ノーマライゼーションの理念の普及

市民一人ひとりが障害のある人をとりまく環境を自らの問題として認識し、あらゆる人権が尊重される地域づくりを目指し、行動することが求められています。このため、障害のある人に対する理解を深め、市民を対象とした福祉教育を推進するとともに、広報ふくろいや市ホームページの活用、福祉ガイドブック、福祉講演会や映画会の開催等により、計画的な広報や啓発活動を推進します。

② 住民ニーズの把握

障害者団体、ボランティア団体及び行政が常に連携を図り、刻々と変化する住民ニーズを的確に把握し、福祉の充実を図ります。

③ 障害者団体への加入促進

障害のある人に、障害者手帳の交付時や広報紙等を利用して障害者団体の活動を広く周知し、住みよいまちづくりに貢献する障害者団体への加入促進を図ります。

④ 障害者団体等の自主事業への支援

障害者団体が主催する福祉講演会やレクリエーション事業等の自主的活動を支援し、障害者団体等の活性化を図ります。

⑤ 虐待の防止

障害のある人に対する虐待は、その人の尊厳を脅かすものであり、虐待を防止することが障害のある人の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、虐待の早期発見に努めるとともに、障害者虐待の対応マニュアルに基づいて、虐待を受けた人や養護者を支援します。

また、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、関係機関との連携強化を図るための会議の開催や、市民・障害者団体・医療機関等に対して、虐待を受けたと思われる人を発見した場合に通報義務が課されたことから、虐待防止に関する制度のPRに努めます。

(2) 地域福祉の推進

現状と課題

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活するには、公的な福祉サービスだけでは限界があり、生活の拠点である身近な地域で助け合い、その人らしく充実した生活が送れるよう地域社会を基盤とした地域福祉の推進が重要です。

特に、地域住民等による福祉活動は、ボランティアやNPO法人の活動に加え、障害のある人にとって、日常生活を営み社会参加を図る上で、大きな役割を担っています。

地域住民が福祉について理解できるよう、情報提供等を行っていくとともに地域住民のボランティアに対する意識の向上を図り、ボランティア団体等との連携を強化し、一人ひとりが地域福祉の担い手として円滑に活動できるよう環境整備が求められています。

施 策

① 見守りネットワークの構築

障害のある人だけでなく、子どもや高齢者が地域で安心して生活できるよう、各地区の地域福祉推進組織と連携して、要援護者を地域全体で見守る「見守りネットワーク」を構築します。

② ボランティア・NPO法人の育成・支援

社会福祉協議会と連携して、ボランティアの育成を図るため、各種のボランティア養成講座を充実するとともに、ボランティアやNPO法人の活動に関する情報提供、相談、調整を行います。

また、障害のある子どもを支えるボランティア養成講座を開催し、障害のある人への理解を図るとともに、子どもたちの思いやりの心を育てるための福祉施設等での体験学習を通じて、ボランティア活動への参加を促進します。

さらに、ボランティア活動の活性化とともに、必要な活動資材（機材、設備）等を充実します。

③ ボランティアの登録制度の推進

社会福祉協議会と連携して、地域住民のボランティア意識の向上、団体活動の活性化、相互のネットワーク化を通じて、ボランティア人口の拡充及び継続的なボランティア活動の展開を支援するため、ボランティアの登録制度を推進します。

④ 運転ボランティアの育成・支援

社会福祉協議会と連携して、車椅子対応の福祉車両を運行するボランティアの養成講座を開催し、運転ボランティアとして活動できる支援者の増員と組織化に努め、歩行が困難な人の移動支援と社会参加を促進します。

⑤ 点訳・手話・要約筆記等の講習の充実

社会福祉協議会と連携して、点訳・手話・要約筆記等奉仕員の各種講習会の充実を図ります。

⑥ 市職員の専門性の向上

各種研修を通じて市職員の福祉意識の向上に努め、特に、障害関連業務に携わる市職員については、適切な業務が推進できるよう、障害程度区分認定調査員や社会福祉主事の資格取得など、専門性の向上を図ります。

(3) 福祉教育等の推進

現状と課題

障害のある人もない人も相互に理解し、認め、助け合って生活していくには、福祉教育を推進することが必要です。

また、家庭においても、学校教育と連携しながら子どもたちの福祉の心を養っていくことが大切です。

小・中・高等学校においては、現在も、障害のある人への理解を深める学習が行われていますが、障害に対する偏見をなくすためには、今後も、人権・福祉学習、交流活動や体験学習、ボランティア活動等の充実を図り、子どもたちから障害に対する正しい理解と認識を深めていく必要があります。

さらに、正しい人権感覚を身につける視点から福祉教育の充実も求められています。

施策

① 福祉活動の充実

障害のある人への差別や偏見をなくすために、小・中学生と障害者福祉施設等との交流や学校の授業の中で視覚または聴覚等に障害のある人を講師として招き、障害のある人と接する授業の機会を設ける等、総合的な学習の時間や道徳・特別活動等を通じて、福祉活動の充実を図ります。

② 福祉教育実践校事業の推進

社会福祉協議会と連携して、小・中学校において福祉教育を実践し、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、幅広く福祉教育・学習の機会を提供し、社会連帯の精神を養い、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会への福祉意識の高揚を図ります。

③ ふれあい体験事業の推進

社会福祉協議会と連携して、小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、それぞれの年代に合った、地域や人との関わりを持った講座を開催し、地域福祉教育を推進します。

④ 家庭における福祉教育の推進

障害のある人への理解と共感の気持ちを養うために、学校と連携して、家庭における福祉教育を推進します。

⑤ ボランティア体験学習の充実

社会福祉協議会と連携して、障害のある人とのふれあいを大切にしたボランティア活動等の体験学習により、個性や多様性を認め合う福祉教育を推進します。

(4) 交流機会の拡大

現状と課題

これまでも障害のある人との交流のため「社会福祉大会」や「ふれあい広場」、「ボランティアまつり」等を開催してきました。

アンケート調査の結果では、障害のある人の外出頻度について、「ほとんど毎日」外出している人は身体障害のある人で43%、知的障害のある人で47%、精神障害のある人で34%となっています。一方、外出をするために望むこととして「公共交通機関（電車、バス、タクシー）の障害のある人への配慮」や「タクシーや介護タクシーを使う時の費用の助成」などがあげられています。

学校教育の場では、児童・生徒が障害のある人とふれあい、また、疑似体験をしたりしています。こうした機会は、学校に限定されることなく、地域にもあることが望ましいといえますが、個人情報保護の制限があり、障害のある人との交流を難しくしています。

今後、障害のある人が地域での生活を充実していくためには、地域住民とのさまざまな交流の場づくりに努めていく必要があります。

施 策

① 小・中・高等学校と特別支援学校との交流促進

障害のある児童や生徒に対する正しい理解と認識を深めるため、地域の小・中・高等学校の児童・生徒と特別支援学校との交流促進に努めます。

② 施設行事・地域行事における相互交流

地域住民の福祉施設行事への参加や、施設入所している人の地域行事への参加による相互交流を通じて、施設や障害のある人への理解を深めるよう努めます。

③ 交流機会の充実

「社会福祉大会」、「ふれあい広場」、「ふれあい夢市場」、「ボランティアまつり」等の開催・運営にあたり、障害のある人となない人による共同のプログラムづくり等内容の充実に努めます。

④ 社会福祉大会の開催

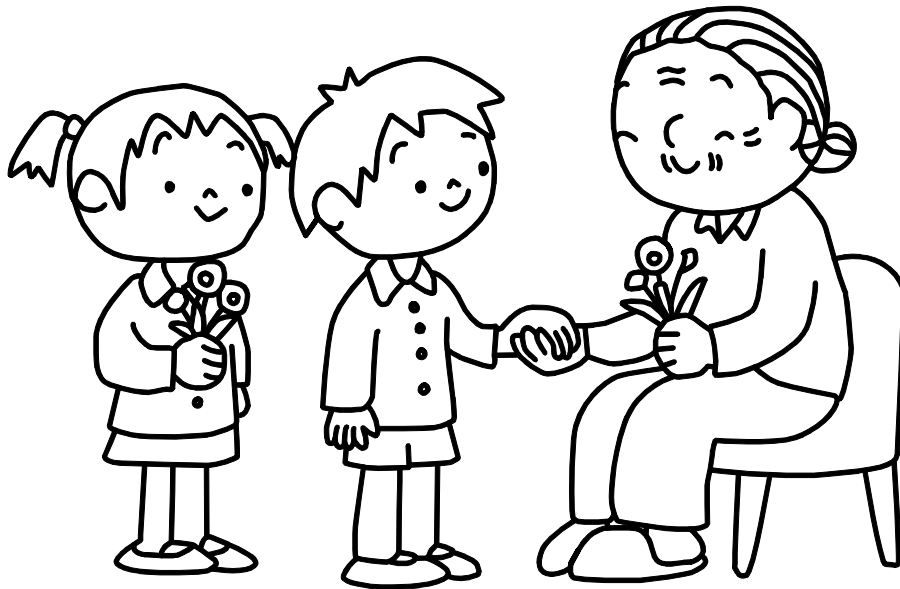
社会福祉協議会が開催する「社会福祉大会」において、社会福祉の貢献者に対し、その功績をたたえ、社会福祉活動への意欲の高揚に努めます。

⑤ やさしい心啓発事業の実施

社会福祉協議会と連携して、児童が福祉ボランティア体験を通じて作成した絵画などの作品を募集する「やさしい心啓発事業」を実施し、「ボランティアまつり」で優秀作品を表彰するなど福祉意識の向上に努めます。

⑥ 運賃等助成・割引制度の利用促進

障害のある人の社会参加や通院、外出に対する支援制度であるタクシー料金の助成、身体障害者自動車改造費の助成、旅客鉄道運賃・有料道路通行料金・バス運賃等の割引制度について案内したパンフレットを作成し、身体障害者手帳取得者等へ配布することで制度の周知と利用促進に努めます。



2 地域での自立した生活を支援する体制づくり（生活支援）

（１）総合的な自立支援体制の構築

現状と課題

アンケート調査の結果では、生活支援制度の満足度は、「満足している」が28%で最も多く、ついで「どちらともいえない」が21%、「満足していない」が20%となっています。

障害のある人とその家族が安心して生活を送るには、障害のある人が、自分の住み慣れた地域で自立能力を高め、その地域の中で生活できるよう、経済的支援や在宅サービスの充実など適切な福祉サービスの提供が求められています。

施 策

① 身体障害のある人のための障害者支援施設の整備促進

自立促進や生活の改善、身体機能の維持向上を目指す身体障害のある人の日中活動の場として、地域活動支援センター等の整備を検討します。

なお、重度障害者（児）通所施設の整備については、他の障害の通所施設の利用や近隣市町、社会福祉法人との連携による支援を検討するとともに、短期入所施設については、介護サービス事業所等との相互利用について協議します。

また、必要に応じて看護師等の人件費の助成等も検討します。

② 知的障害のある人のための障害者支援施設の整備促進

日常生活における規則正しい習慣を身につけ、社会生活への適応性を高め、自立した生活を営むことができるよう、生活指導や作業指導を行う日中活動の場の確保に努めます。

③ 精神障害のある人のための障害者支援施設の整備促進

地域活動支援センター等を活用し、精神障害のある人が地域や社会生活への適応性を高め、個々の状態に応じた社会復帰を支援します。

また、就労移行・就労継続支援施設等の整備を支援し、精神障害のある人個々の能力に応じた職業的訓練の場を提供して地域や社会生活への適応を促します。

④ 障害者就労施設への支援

障害のある人の就労支援、日常生活の相談や地域との交流活動を行う障害者就労施設の運営を支援し、障害のある人の自立と社会参加を促進します。

⑤ 相談支援体制の整備

地域生活支援事業の円滑な推進を図るとともに、障害のある人やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行う体制を整備し、障害のある人の自立した日常生活を支援します。

また、病院からの退院や福祉施設から退所した障害のある人が、地域での生活にスムーズに移行できるよう総合的に支援します。

⑥ 訪問相談の充実

在宅で生活する障害のある人の不安を解消するため、保健師等による定期的な訪問活動を充実し、健康相談、日常生活への指導を推進します。

⑦ 相談員等の資質の向上

障害のある人に身近できめ細やかな相談指導を行うため、地域に密着した相談支援体制を充実します。このため、身体・知的障害者相談員、民生委員児童委員等に対して、福祉サービスの具体的な内容や利用方法等に関する研修を行うとともに、必要な情報を提供し、相談員等の資質の向上に努めます。

⑧ 地域自立支援協議会での定期的な協議

相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、ハローワーク及び保健、医療、福祉、教育等の団体代表者で構成する中遠地域自立支援協議会で、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりについて定期的に協議します。

また、必要に応じて市内の関係団体と協議します。

⑨ 運賃等助成・割引制度の利用促進

障害のある人の社会参加や通院、外出に対する支援制度であるタクシー料金の助成、身体障害者自動車改造費の助成、旅客鉄道運賃・有料道路通行料金・バス運賃等の割引制度について案内したパンフレットを作成し、身体障害者手帳取得者等へ配布することで制度の周知と利用促進に努めます。

⑩ 相談支援専門員体制の確立

障害のある人の地域における自立を支えるため、相談支援業務の中核的な役割を果たすよう相談支援専門員の専門性を高めるとともに、必要な人員の確保を図ることにより、相談支援専門員体制の確立を目指します。

⑪ 支給決定における公正・公平性の確保

障害福祉サービス及び地域生活支援事業の支給決定にあたり、公正・公平性の確保に努めます。

⑫ 成年後見制度等の利用推進

障害等で十分な判断能力のない人を擁護し、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用契約の支援や日常的な金銭管理、書類管理等を行う日常生活自立支援事業の周知を図ります。

また、法律面や生活面の支援を行う成年後見制度の周知及び利用を促進し、身寄りが無い、親族がいても関係が希薄であったり、親族による財産等の侵害があるなど、親族による申し立てができない場合には、市長が成年後見の申し立てを行います。

⑬ 低所得者に対する支援

障害福祉サービスを利用した場合の利用者負担金は、現在1割負担となっていますが、利用者負担により日常生活に支障をきたさないよう、制度の推移を見極めながら、低所得者に対する利用者負担の軽減に取り組みます。

⑭ 介護保険サービス事業者の参入促進

精神障害や重度障害のある人に対する障害福祉サービスの実施事業所は少ないため、介護保険サービスの提供事業者が行う居宅介護サービスなどの障害福祉分野への参入促進を積極的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。

⑮ 障害福祉サービスの利用体制の充実

障害のある人のニーズに応じて、サービス量の充実を図るとともに、緊急時には、施設への短期入所（ショートステイ）や医療機関への入院等に対し支援します。



(2) 発達障害のある人への支援

現状と課題

平成24年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果では、小・中学校の通常学級に在籍している児童・生徒のうち学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等により、学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が6.5%存在する可能性がある」と報告されており、本市でも同様の傾向が見られます。

このため、平成22年度に子ども早期療育支援センター「はぐくみ」を開設し、療育支援の推進を図っており、平成23年度末の登録者数は、99人となっています。

さらに、乳幼児、小・中学生の支援も図るため、平成23年度に心理士、教職員、保育士等の専門職で構成した子ども支援室を設置し、定例的な相談に限らず、保育所（園）・幼稚園、小学校・中学校の巡回訪問の中で、支援者からの相談も合わせ、発達段階に応じた療育支援を行っています。

加えて、支援者を対象に乳幼児等の発達を正しく理解してもらうための研修会を開催する等の支援も行っています。

こうした取り組みにより、さまざまな発達障害のある乳幼児の早期発見ができるようになり、支援を必要としている乳幼児が顕在化したことから、さらなる支援体制の充実が求められています。

また、大人にも発達障害のある人が多く存在し、成人期の支援の充実も求められており、病状の改善や自立した社会生活を促進するために、障害の早期発見と相談支援、関係機関との連携等が重要になっています。

施策

① 発達障害の早期発見・早期支援体制の充実

発達障害のある人の心理機能の発達及び円滑な社会生活を促進するため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携を図り適切な時期に二次療育へ結びつける等、早期に支援を行えるよう体制を整えます。

また、乳幼児健診・相談事業において、発達障害の疑いのある乳幼児を早期に把握し、一次療育教室（どんぐり教室）を実施するとともに、子ども健康相談を行い、支援体制の充実に努めます。

さらに、保育所（園）・幼稚園、小・中学校に対して子ども支援室の巡回訪問を行い、集団教育の場で明らかな発達障害のある乳幼児、児童・生徒の把握や支援者の支援を行い、適切な時期に子ども早期療育支援センター「はぐくみ」やことばの教室等の二次療育へ結びつけることができるよう努めます。

なお、障害のある児童・生徒に対しては、教育的対応を行う特別支援教育を推進します。

② 特別支援教育の推進

小・中学校の特別支援学級、通級指導教室の担当教職員をはじめとして、一般職員の研修を行い、特別支援教育を推進します。

③ 相談支援体制の充実

発達障害のある人とその家族が抱えている悩みや不安について、身近なところで相談への対応、助言・指導、情報提供が行えるよう、乳幼児健診・相談、どんぐり教室、子ども早期療育支援センター「はぐくみ」や子ども支援室の巡回相談等、早期発見から療育までのさまざまな段階での相談支援体制の充実を図ります。

④ 発達障害の正しい理解のための啓発

発達障害のある人が、地域において円滑な社会生活を送ることができるよう、専門家を招いた講演会や研修会等を実施し、発達障害を正しく理解するための啓発活動を推進します。

⑤ 国や県への要望

発達障害のある人の福祉サービスの利用におけるさまざまな制約や課題の改善について、国や県に要望を行い、必要とする支援が適切に受けられるよう努めます。

（３）精神保健福祉施策の推進

現状と課題

精神障害のある人は、社会参加の機会が乏しく、また、市民の障害に対する理解も十分ではないことから、就労や雇用が進まないといった現状があり、障害の程度に応じた多様な雇用機会の創出が重要になります。

精神障害のある人の社会復帰や社会活動を支援し、精神的健康の保持・増進を図るなど、相談支援体制の整備をはじめ、精神保健を総合的に進めていくことが求められています。

また、精神障害のある人の生活の質を高め、安心して地域生活を送ることができるよう、関係機関や近隣市町との連携により生活支援をする必要があります。

① 精神障害者保健福祉手帳の啓発

精神障害のある人が社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けやすくする精神障害者保健福祉手帳の交付制度を啓発します。

② 精神障害者就労施設等の運営支援

精神障害のある人の就労支援を行う施設（精神障害者就労施設）と日常生活の相談や地域との交流活動を行う施設（地域活動支援センター）の運営を支援するとともに、精神障害のある人の自立と社会参加を促進します。

③ 精神保健に関する普及啓発活動の推進

市民に対して、精神疾患及び精神障害に関する正しい知識の普及・啓発活動を推進します。

また、精神障害のある人を見守り、専門相談機関による相談につなげるゲートキーパーの養成を実施し、自殺予防などの保健活動に努めます。

④ 精神障害のある人の自立支援

精神障害のある人やその家族に対し、保健福祉に関する情報や交流の機会を提供し、障害に対する理解や適切な対応ができるよう支援するとともに、社会復帰と自立を促進します。

また、相談支援事業所と連携して、精神障害のある人が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう支援します。

⑤ 在宅訪問指導の推進

保健所、医療機関との連携により、精神障害のある人とその家族に対する在宅訪問指導を推進します。

⑥ 相談窓口の充実

精神障害のある人やその家族にとって、相談しやすい体制づくりに努めます。

(4) 難病施策の推進

現状と課題

難病は、症例数が少なく、原因不明なため治療方法も未確立であり、後遺症を残す恐れがある等、常時介護を必要とすることが多く、経済的にも精神的にも負担の重い疾病です。

国では難病対策要綱に基づき、調査研究の推進、医療施設の整備、医療費の自己負担の解消、地域における保健医療福祉の充実・連携、生活の質（QOL）の向上を目指した福祉の推進の5項目を柱に、総合的な対策が進められています。

本市としても、難病の人の相談や情報提供、身体状況等に応じた適切なサービスの提供、生活の質の向上につながる支援をするとともに、難病に対する正しい理解を促進していく必要があります。

施 策

① 社会復帰に向けた支援

難病の人の社会復帰に向けて、福祉用具の支給などにより日常生活の改善を図り、社会生活に対応できるよう支援します。

② 在宅福祉サービスの推進

在宅で生活する難病の人の生活の質の向上を図るため、社会福祉法人などが行うホームヘルパーの派遣や短期入所（ショートステイ）事業を支援するとともに、日常生活用具の給付を行います。

また、在宅で介護している家族の負担を軽減するため、自宅に看護師を派遣する難病介護家族リフレッシュ事業を行います。

③ 在宅訪問指導の推進

保健所、医療機関との連携により、難病の人とその家族に対する在宅訪問指導を推進します。

④ 国や県への要望

難病の人がもつさまざまなニーズに対応し、きめ細やかな相談、支援が行えるよう、制度の改善や体制づくりについて国や県に要望します。

3 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）

（１）健康づくり支援体制の充実

現状と課題

障害の原因となる疾病や障害の発症時期はさまざまであり、障害の種類、程度についても一人ひとり異なります。生涯を通じた健康診査・健康相談等を充実することで、疾病及び障害を早期発見・早期対応できる体制を整え、障害の軽減や重症化予防を図るとともに、望ましい生活習慣の普及など広く市民の健康づくりを支援します。

施 策

① 健康診査の充実

子どもから高齢者まで生涯を通じた各種健康診査を実施することにより、疾病や心身の異常を早期に発見し、治療が必要な人には、受診勧奨による適切な対応により、障害の発生予防や軽減に努めます。

また、未受診者への受診勧奨により、受診率の向上に努めます。

② 健康診査後の事後指導の充実

健診の結果、要医療や要指導となった人に対して、電話や面接による個別の保健指導や、健診の結果説明会等の集団による保健指導を実施します。

特に脳血管疾患、人工透析などの障害の原因となる糖尿病を予防するため、関係機関と連携しながら、糖尿病予防のための健診事後教室や腎機能の低下が見られる人に対する個別指導を充実します。

③ 健康教育の推進

健康の維持・増進のために、子どもから高齢者まで、公民館や公会堂の身近な地域で、さまざまな機会を捉えて健康教育を行い、生活習慣病を予防するための望ましい生活習慣の定着、健康増進に関する正しい知識の普及、啓発を図ります。

④ 健康相談の充実

心身の健康に関する個別の相談に応じ、適切な指導及び助言を行い、健康相談の充実を図ります。

また、相談者の状況にきめ細やかに対応できるよう、予約による健康相談、食事療法相談、電話健康相談及び保健師、栄養士が自宅や公民館等に出向いて行う相談など、さまざまな方法で相談窓口を充実するとともに、広く周知し、利用者の拡大に努めます。

(2) 医療支援の充実

現状と課題

障害のある人に対する経済的な支援として医療費助成や各種手当等の給付を行っていますが、アンケート調査の結果では、特に精神障害のある人が医療費の負担が大きいと回答しています。

障害のある人が自立した生活を送り、必要なときに適切な治療が受けられるよう、経済的負担を軽減するなど、引き続き医療支援を図る必要があります。

施 策

① 自立支援医療（更生医療・育成医療）費の給付

身体障害のある人の経済的負担を軽減するため、関節を人工関節に置き換える手術や狭心症の心臓手術、人工透析、口唇口蓋裂、精神疾患の治療等に必要な自立支援医療費を給付します。

② 重度障害者（児）医療費の助成

重度障害のある人の経済的負担を軽減するため、その治療や療養を続けることができるよう、医療費の一部を助成します。

③ 精神障害者入院医療費の助成

精神障害のある人の経済的負担を軽減し、適正な医療を受けられるよう、自立支援医療費の対象にならない精神科病院の入院医療費の一部を助成します。

4 自立と社会参加に向けた基盤づくり

(療育・教育・育成、雇用・就労、情報・コミュニケーション)

(1) 早期療育支援・教育体制の充実

現状と課題

障害のある乳幼児、児童・生徒が、その能力を最大限に伸ばし、将来社会的な自立ができるよう、一人ひとりにあった早期療育支援と教育体制の充実に努めていますが、支援を要する児童は増えています。このため、療育と学校教育の充実、家庭との連携を図る意見交換や療育相談の充実、学習環境の整備、放課後の児童対策の充実、教育施設のバリアフリー化の推進が求められています。

さらに、行政、家庭、保育所（園）・幼稚園、小・中学校と連携を図るための機能を確立する必要があります。

施策

① 早期療育相談の実施

子ども支援室や子ども早期療育支援センター「はぐくみ」の職員等、専門職員による療育相談の充実に努めます。

② 療育支援ネットワーク連絡会の開催

適切な療育や発達支援、家族支援を行うため、保健、医療、福祉、教育等の関係者で構成する療育支援ネットワーク連絡会を開催し、障害のある乳幼児、児童・生徒に対する個別ケースの支援策や関係者の連携体制等について協議します。

③ 子ども早期療育支援センター「はぐくみ」の充実

子ども早期療育支援センター「はぐくみ」を充実し、保育所（園）や幼稚園との連携を図ることで、地域における早期療育支援体制の充実に努めます。

④ 保育所（園）や幼稚園への障害児対応保育士・支援員の配置

保育所（園）や幼稚園において、障害の程度に応じた適切な指導ができる保育士・支援員を配置し、障害のある乳幼児の療育を支援します。

⑤ 子ども支援室による教育支援

小・中・高等学校の担当教職員や保護者に対して巡回相談を行い、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等の発達障害のある児童・生徒への接し方の指導など、適切な教育を支援します。

⑥ 教育相談体制の充実

障害のある乳幼児、児童・生徒の教育相談に適切に対応するため、療育関係機関や特別支援学校、保育所（園）・幼稚園、小・中学校等の関係者からなる保健、医療、福祉、教育の連携した相談体制の充実に努めます。

⑦ 多様な教育の場の提供

障害のある児童・生徒に対して、特別支援学級やことばの教室等、一人ひとりの発達段階やニーズに応じた多様な教育の場を提供します。

⑧ 小・中学校への特別支援学級等支援員の配置

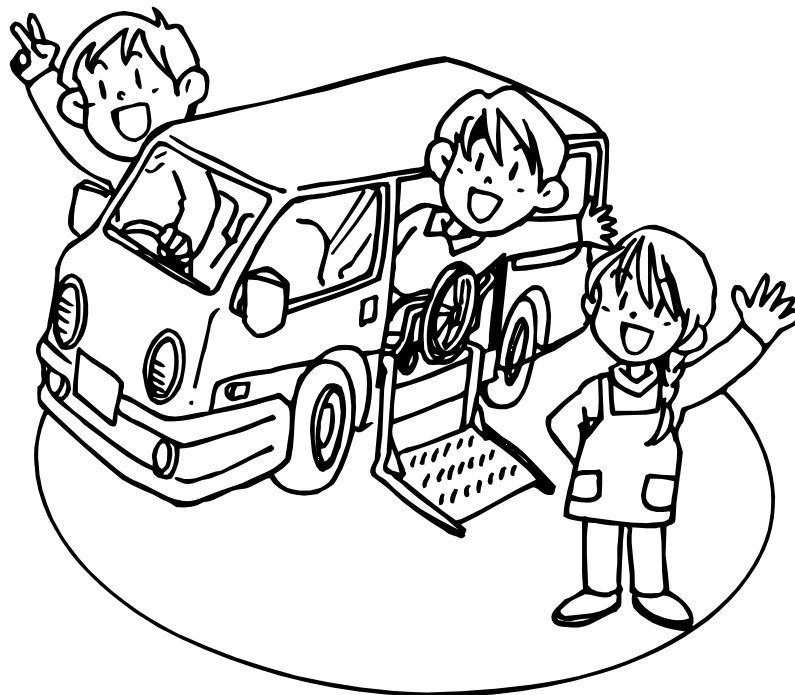
小・中学校において、障害の程度に応じた適切な指導ができるよう、特別支援学級等支援員を配置します。

⑨ 障害児放課後児童クラブの充実

放課後や長期休業日における活動の場を確保するとともに、保護者や家族の就労支援と一時的な休息を確保するため、障害児放課後児童クラブの充実に努めます。

⑩ 放課後等デイサービス事業の推進

障害のある児童・生徒を対象として、保護者の負担を軽減するとともに、放課後に適切な遊びと心身の発達を促す放課後等デイサービス事業を支援します。



(2) 雇用・就労の充実

現状と課題

アンケート調査の結果では、就労している割合は、身体障害のある人で35%、知的障害のある人で24%、精神障害のある人で21%となっています。また、仕事上悩んでいること・困っていることについては、「収入が少ない」、「障害がない人と比べて、仕事の内容や昇進などに差がある」、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」、「仕事上の悩みを相談できる人が職場にいない」などの意見が上位をしめています。

平成23年11月に厚生労働省が発表した「最近の障害者雇用の現状と課題」によると、全国的に雇用者数は増加傾向にあり、地方自治体においても本市を含め8割以上の自治体が法定雇用率を達成しています。

障害のある人の雇用を促進し、職業的な自立を図ることは、障害のある人の社会参加のために実現しなければならない重要な課題であります。しかし、障害のある人の就労は、意欲があっても、まだまだその機会は少ない状況にあります。

このため、事業主や従業員の障害のある人に対する理解の促進、ハローワーク等と連携して就労に関する情報提供、相談・支援を充実する必要があります。

また、本市も同様に、雇用の枠を広げるとともに、障害のある人の視点での職場環境の整備や配慮が求められています。

施 策

① 雇用・就労の推進

障害のある人が就労できるよう、商工会議所や商工会を通じて、雇用主等へ障害のある人の雇用への理解とその促進を呼びかけるとともに、職場適応訓練等の手当の支給など各種助成金制度の周知を図ります。

また、ハローワークと連携し、障害のある人の労働環境の改善、職場・職種開発等働く場の拡大や環境の改善を働きかけ、安定した雇用ができるよう努めるとともに、重度障害のある人の雇用促進については、在宅就労、短時間勤務等さまざまな勤務形態の普及を事業所等に働きかけます。

② 市への雇用機会の拡充

働く意欲や能力がある障害のある人の就労の機会を拡大するため、採用区分に障害者枠を設けて、市職員の雇用機会を拡充します。

③ 障害者就業・生活支援センターの活用

静岡中東遠障害者就業・生活支援センター（ラック）及び中東遠ワークセンター（ワークラック）と連携し、在宅で障害のある人の就業及び生活に関する指導や助言、職業準備訓練等職業生活における自立を支援します。

また、障害のある人の就労促進を図るため、障害者就業・生活支援センター（ラック）が、市内事業所等に就労相談や就労情報を提供します。

④ ジョブコーチの活用推進

障害のある人と事業主に対し、雇用の前後を通じて障害の特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチの活用を働きかけるとともに、障害者就業・生活支援センター（ラック）のジョブコーチの人材の発掘・育成に努めます。

⑤ 精神障害のある人の雇用促進

精神障害のある人と雇用しようとする事業主または雇用している事業主に対して、主治医との連携のもとで、静岡障害者職業センターによる雇用促進・職場復帰・雇用継続のための専門的な支援（精神障害者総合雇用支援）を行うとともに、障害の種別を問わず障害のある人や雇用事業主に対する雇用促進支援や雇用継続支援等により雇用促進を図ります。

⑥ 就労体験機会の拡大

障害者就業・生活支援センター（ラック）、商工会議所や商工会等と連携を図り、市内事業所等に対して障害のある人の雇用に関する各種支援制度の情報提供を行い、障害のある人の就労体験機会の拡大を支援します。

⑦ 福祉的就労場所の確保

身近な地域での福祉的就労場所の確保のため、地域バランス等も考慮する中で、通所による就労移行・就労継続支援施設等の整備を支援します。

⑧ 障害者雇用に関する啓発

平成25年4月から市内事業所等における障害のある人の法定雇用率が引き上げられることに伴い、毎年9月の「障害者雇用支援月間」を中心として、ハローワーク、商工会議所や商工会等との連携により、雇用率の向上のための啓発活動を推進し、障害のある人のさらなる雇用の拡大を図ります。

⑨ 障害者就労施設等への業務委託や物品の調達の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が平成25年4月から施行されることに伴い、障害者就労施設の代表者等による連絡会を開催して、市の業務委託や物品の調達について方針を策定し、就労施設や在宅ワークの利用を推進します。また、市内事業所にも授産製品等についてPRし、受注の拡大を図ります。

(3) 情報提供体制の充実

現状と課題

アンケート調査の結果では、障害を問わず、情報の入手経路は「新聞やテレビ・ラジオ」、「広報ふくろいや回覧板」等を利用する人が多くなっています。また、入手したい情報として「各種福祉サービスの利用に関すること」や「地震や火災などの災害のこと」、「悩みごとが相談できる人や機関のこと」があげられています。

障害福祉制度の大幅な変更、障害の多様化、障害のある人や家族の高齢化など、障害のある人が地域で生活するうえで直面するさまざまな問題に対して、的確にニーズを把握し、問題を解決するための適切な情報を提供していくことが求められています。

施策

① 障害福祉サービス等の情報提供の充実

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等に関する情報について、広報紙や各種パンフレット、ホームページ等により、わかりやすく適切な情報提供により充実します。

なお、福祉サービスの制度や利用等について、「福祉ガイドブック」の充実やパンフレット等の作成・配布により、一層の周知に努めます。

また、民生委員児童委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員と連携し、相談しやすい体制づくりを図ります。

② 視覚障害のある人に対する情報提供の拡大

視覚障害のある人に対する情報提供を確保するため、広報ふくろい等広報紙の音訳化を実施します。

また、点字図書給付事業の利用を促進するとともに、ＩＴや福祉用具による情報提供体制の整備に取り組みます。

③ 聴覚障害のある人に対する情報提供の拡大

聴覚障害のある人に対する情報提供のため、講演会や研修会への手話通訳者、要約筆記者の派遣とともに、講演会等における手話通訳者や要約筆記者の有無について、パンフレットやチラシに掲載します。

④ 手話通訳者の配置

市役所に来庁される聴覚障害のある人の窓口対応や手話通訳者派遣の調整を目的として、手話通訳者を配置します。

また、手話のできる市職員を養成し、福祉関係窓口を中心に配置できるよう努めます。

⑤ 情報支援機器やソフトウェア等の整備

視覚障害のある人や聴覚障害のある人に対する点字や音声、手話等による情報支援のため、市役所や市民病院等の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を推進します。

(4) スポーツ・レクリエーションの推進

現状と課題

障害のある人のスポーツやレクリエーション活動への参加は、人間関係を深めるよい機会になります。

「スポーツ基本法」では、障害のある人が自立的にかつ積極的にスポーツを行うことができるよう、配慮しつつ推進されなければならないとしております。

そのため、障害の種類や程度に応じた適切なスポーツを指導できる指導者の確保、周辺環境の整備が求められています。

施策

① 障害者スポーツ教室の開催

静岡県障害者スポーツ協会や袋井市スポーツ推進委員等と連携し、障害者スポーツ教室を開催して、障害のある人がスポーツに親しむ機会を拡大します。

また、日常的にスポーツを楽しむことにより、心身機能の維持と向上を図ります。

② 障害者スポーツ大会等への参加促進

静岡県障害者スポーツ大会等の開催を広くPRし、積極的な参加を呼びかけることで、障害のある人の社会参加と健康の維持・向上を推進します。

③ 地域行事・運動会等への参加促進

自治会連合会や地域福祉推進組織が中心となり、障害のある人もない人も、地域とともに生活する楽しみや喜びを共有するため、レクリエーション等の地域事業や運動会への参加を促進します。

④ ふれあい広場等を通じた交流促進

ふれあい広場やふれあい夢市場などのイベントに、各種団体、企業等より多くの参加が得られるよう呼びかけ、障害のある人もない人もともに集うよう交流を促進します。

⑤ スポーツ施設利用料の減免

障害のある人が気軽にスポーツ施設を利用できるよう、スポーツ施設利用料の減免を行うとともに、減免制度の周知に努めます。

⑥ スポーツ指導員の育成

障害者スポーツの普及・振興のため、県が実施している障害者スポーツ指導員養成講座等の受講を広く市民に呼び掛ける等、指導員の育成に努めます。

(5) 文化・芸術の振興

現状と課題

障害のある人が文化・芸術のサークル活動に参加することによって、趣味、生きがい等をみつけ、また、障害の有無を問わず幅広い交流の機会を増やしていくことは重要です。

国が定めた文化・芸術の振興に関する基本的な方針では、障害のある人や高齢者の文化活動の充実を図るため、施設のバリアフリーや字幕・音声サービスなどニーズに応じた工夫や配慮が求められています。

施策

① 障害者文化展の充実

創作活動の発表の場であり、また鑑賞の機会でもある袋井市身体障害者福祉会主催の障害者文化展を充実し、より多くの参加を促すとともに、多くの市民が作品に触れる機会を提供します。

② 文化・芸術サークル等の支援

障害のある人が文化・芸術活動の楽しさを知り、自己実現や社会参加が図られるよう、障害のある人が参加する文化・芸術サークル等を支援します。

また、こうした活動を通して障害のある人もない人も相互に理解しあうよう交流を促進します。

③ 文化・芸術活動等に積極的に参加できる環境づくり

障害のある人の学習成果の発表の場として、障害者団体等に呼びかけ、公民館まつり等への参加を促進します。

5 すべての人にやさしいまちづくり（生活環境）

（１）生活環境の整備

現状と課題

アンケート調査の結果では、身体障害のある人が外出をするためにこれから望むことは、「公共交通機関等（電車、バス、タクシー）の障害のある人への配慮」や「障害者トイレなどの障害者用設備の充実」などが多くなっています。

既存公共施設に関しては、利用者のニーズに応じて随時バリアフリー化を進めています。また、新設公共施設に関しては、ユニバーサルデザインを取り入れた施設となるよう配慮しています。

具体的には、すべての人にやさしいまちを目指し、建物、公園、公共交通機関、道路等のバリアフリー化を進めてきましたが、各公共施設においてどのような改善ニーズがあるのか、個別に把握して、より効果的に整備を進めていくことが求められています。

施 策

① 公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入

既存の施設や新たに建設する施設のバリアフリー化を行う際には、障害のある人の立場に立った利用しやすい施設を目指し、障害のある人の意見を積極的に反映させるとともに、案内・誘導装置の設置や障害者用駐車場の確保、スロープの整備、すべての人に配慮した使いやすいトイレの整備などを推進します。

また、民間施設等に対しても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン導入を働きかけます。

② JR袋井駅のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入

新駅舎の建設に伴い、構内へのエレベーター、エスカレーターの設置や視覚障害のある人のためのガイドチャイム等を設置します。

③ 公園のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入

既存公園への多目的トイレの設置や公園入口の段差の解消等、ユニバーサルデザインに配慮し、全ての人が利用しやすい公園づくりを推進します。

④ 歩道のバリアフリー化の推進

歩道整備の際には、段差の解消や点字ブロックなどのバリアフリー化を推進します。

⑤ 自主運行バスのバリアフリー化の推進

自主運行バス（「フーちゃん号」、「メローバス」）を障害のある人を含めたすべての人にとって、さらに利用しやすいものにするため、車両の低床化や車両への補助ステップ等の設置により、自主運行バスの一層の利用促進を図ります。

（２）住環境の整備

現状と課題

障害のある人が地域で自立した生活を営むには、さまざまな社会的障壁の除去が必要です。また、障害のある人はできる限り自宅で生活を送ることを望んでおり、アンケート調査の結果でも、障害のある人が「自宅にいる」の割合は、88%と高く、障害別では、身体障害のある人92%、知的障害のある人83%、精神障害のある人で85%となっています。

障害のある人が、自宅で生活を送るには介助者の存在が必要不可欠であり、障害のある人の自宅での生活を快適にし、介助者の負担を軽減するためにも、住宅改修の重要性は高く、関係機関と連携しながら住宅改修の相談や助成制度について啓発を行い、利用促進を図る必要があります。

また、障害のある人の住まいを確保する意味でグループホーム、ケアホームの整備を進めていくことや、自宅での生活が困難な人については、必要性や緊急性を考慮したうえで、施設への入所を支援していくことが求められています。

施 策

① 障害者用住宅改造・改修費助成及び改良相談

障害のある人の身体状況や家族の介護に配慮した住環境を整備するため、（社）静岡県建築士会西部ブロック中遠地区等と連携を図り、住宅改良に対する相談や助言を行うとともに、居室、トイレ、浴室、階段等の改造や手すり、スロープ等の改修費用を助成します。

② 市営住宅のバリアフリー化の推進

市営住宅の床の段差解消や手すりの設置等によりバリアフリー化を今後も進め、障害の有無に関わらず生活しやすい住宅の提供に努めます。

③ グループホーム、ケアホームの整備促進

市内若しくは近隣市町で活動する社会福祉法人やNPO法人等の動向の把握に努め、グループホーム、ケアホームの整備促進を働きかけるとともに、施設整備費や備品購入費等を助成します。

④ 施設への入所

施設入所者の決定は、入所待機者の中から、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障害のある人の入所を優先します。

(3) 防災・防犯対策の充実

現状と課題

アンケート調査の結果では、障害のある人で災害時に「ひとりで避難できない」と答えた人の割合は、身体障害のある人で40%、知的障害のある人で67%、精神障害のある人で43%となっており、また、「緊急時や災害時に手助けをしてくれる人の有無」については、いる人が76%でいない人が18%となっています。さらに「災害時を想定した場合に不安なこと」については、「大勢の中で避難生活をするに不安がある」、「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」、「障害のある人や高齢者に配慮した避難場所がない」、「専門的な医療を受けられるかわからない」や「医薬品、補装具などが手に入らない」等が上位にあげられました。

東日本大震災の教訓から、被災した障害のある人は、一般の被災者と一緒に避難所生活を送ることが困難な場合が多いことから、福祉避難所の整備や障害のある人も含めた避難所運営マニュアルの充実が求められています。

特に、障害のある人の特性に応じたきめ細やかな対応をするとともに、速やかに避難・援助ができるよう、日頃の防災訓練等を通して、要援護者の現状を把握し、地域支援体制の強化を図る必要があります。

また、現在、本市では、広報ふくろいや班内回覧等を通じて、市内の犯罪発生情報や防犯知識の普及及び防犯対策の啓発を行っていますが、日常の見守りや広報啓発活動を通じて、防犯意識の高揚に努める必要があります。

施 策

① 見守りネットワークの構築

障害のある人だけでなく、子どもや高齢者が地域で安心して暮らせるよう、各地区の地域福祉推進組織と連携して要援護者を地域全体で見守る「見守りネットワーク」づくりを構築し、日常の見守りや災害等緊急時の避難誘導體制の整備に努めます。

② 情報伝達体制の整備

障害のある人が緊急時に通報できる「ファックス119」、「eメール119」、「Web 119」や緊急時の情報伝達として「メローねっと」、「緊急速報メール（エリアメール）」の効果的な利用促進を図ります。

③ レスキューナウへの登録推進

聴覚障害のある人や視覚障害のある人に対しての災害情報の確保を図るため、静岡県の災害情報配信サービス「レスキューナウ」への登録を推進します。

④ 緊急通報システムの整備

安否確認や急病等の緊急時に対応するため、一人で生活する高齢者等を対象に実施している緊急用通報装置を障害のある人にも貸与することを検討します。

⑤ 障害のある人の防災訓練への参加促進

自主防災隊と連携し、障害のある人が防災訓練にヘルパー派遣の支援を受けて参加する機会を増やすなど、障害のある人となない人が地域でともに支え合う防災組織づくりを目指します。

⑥ 福祉避難所の整備

障害のある人は、災害時の避難所生活に不安が大きく特別な配慮が必要になります。

また、福祉避難所の対象者は、障害のある人だけでなく、その家族までが対象となるため、対象者の把握と要援護者や同居家族が避難しやすい場所を設定するなどの配慮が必要となります。

このため、福祉避難所として利用可能な公共施設の選定と指定について検討し、避難所の整備にあたっては、段差の解消、スロープ、手すりや誘導装置、障害者用トイレの設置や聴覚障害者用情報受信装置の設置など施設のバリアフリー化に配慮します。

⑦ 要援護者2次避難体制の整備

障害のある人など要援護者が、社会福祉施設等への2次的避難ができるよう、関係機関等と協議し、必要に応じて協定を締結します。

⑧ 福祉ボランティアとの連携強化

避難生活をサポートするために、手話通訳者や各種ボランティア団体との連携を強化します。

⑨ 防災・防犯意識の高揚

障害のある人の防災・防犯に関する知識の普及と意識向上を図るため、パンフレットの配布等により啓発に努めます。

⑩ 災害時要援護者避難支援計画の作成推進

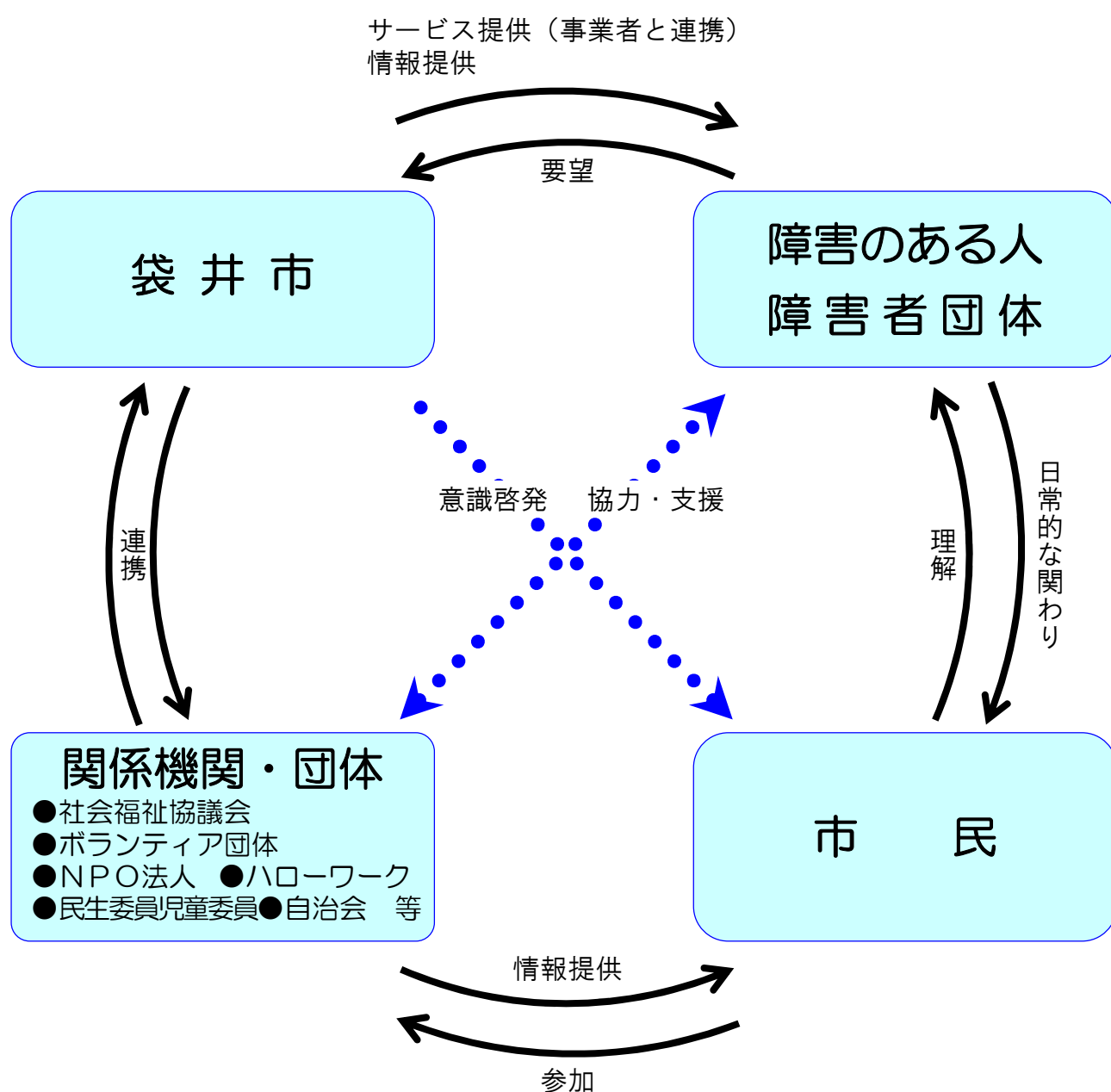
民生委員児童委員や自主防災隊と連携し、災害時要援護者避難支援計画（個別計画）の作成を推進するとともに、不同意者や未提出者が減少するよう相談支援事業所や地域包括支援センターとも連携を図り、制度の周知に努めます。



第4章 計画の推進体制

1 計画を推進するための各々の役割

本計画が効果的・効率的に推進されるよう体制を整備し、袋井市、関係機関・団体、障害のある人や障害者団体、市民が相互に役割を分担し、連携・協力して計画的に施策を推進していきます。



2 計画の進行管理と評価

本計画は、本市における今後6年間の障害者施策に関する基本計画であり、計画に含まれる分野は、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活環境等のさまざまな分野にわたっています。

計画を全庁的に推進するため、しあわせ推進課が中心となって、関係各課、関係機関・団体、障害のある人等と連携を図りながら、計画の総合的、効果的な推進を図ります。

また、必要に応じて連絡会議等を開催し連携を図ります。

(1) 計画の進行管理

「袋井市障害者計画推進協議会」を開催し、施策の実施状況及び進捗状況を確認するとともに、計画の進行管理を行います。

(2) 計画の評価

平成29年度の施策目標を設定し、各年度の進捗状況等により計画の評価を行います。

施 策 目 標 一 覧

施策名 1 共生する地域づくり（啓発・広報）

項 目	現 状	平成29年度	関連施策
福祉ガイドブックを更新する。また、広報ふくろい・市ホームページにより啓発する。	実施	推進	(1)-①
障害者手帳の交付時や広報紙でPRして、障害者団体への加入促進をする。	15%	20%	(1)-③
障害者虐待の相談を行う。	2件	推進	(1)-⑤
見守りネットワークの構築を図る。	10箇所	30箇所	(2)-①
ボランティア登録制度を社会福祉協議会（社協スマイルボランティア）と連携して推進する。	1,869人	2,200人	(2)-③
各種のボランティアの養成講座を開催する。	実施	推進	(2)-④

項 目	現 状	平成 29年度	関連 施策
点訳・手話等奉仕員養成講習会の受講を促進する。	15人	20人	(2)-⑤
障害関連業務に携わる職員に、障害程度区分認定調査員や社会福祉主事などの資格取得を促す。	実施	推進	(2)-⑥
福祉教育実践校事業を実施する。	小・ 中学校	推進	(3)-②
ボランティア体験学習への参加を促進する。	78人	100人	(3)-⑤
小・中・高等学校と特別支援学校の交流を促進する。	3校	推進	(4)-①

施策名 2 地域での自立した生活を支援する体制づくり（生活支援）

項 目	現 状	平成 29年度	関連 施策
身体障害のある人のための施設を整備する。	—	1 箇所	(1)-①
地域活動支援センター（精神）を充実する。	1 箇所	1 箇所	(1)-③
相談支援事業所を整備する。	2 箇所	3 箇所	(1)-⑤
相談員等研修会を開催する。	1 回 (毎年)	1 回 (毎年)	(1)-⑦
日常生活自立支援事業の利用推進を図る。身寄りがない人等の成年後見の申し立てを行う。	5 件	推進	(1)-⑫
低所得者の障害福祉サービス事業の利用者負担軽減を行う。	実施	推進	(1)-⑬
介護保険サービス事業者の障害福祉サービスへの登録を進める。	—	2 箇所	(1)-⑭
障害のある人の団体や個別相談により精神障害者保健福祉手帳の取得を進める。	270件	400件	(3)-①
保健所、医療機関と連携し、在宅訪問指導を推進する。	65人	80人	(3)-⑤ (4)-③

施策名 3 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）

項 目	現 状	平成 29年度	関連 施策
子どもから高齢者まで、健康診査・健康指導・健康相談を実施する。	実施	推進	(1)- ①②④
子どもから高齢者まで、健康の維持・増進のため、健康教育を身近な公会堂などで開催する。	実施	拡充	(1)-③
心身の健康について保健師・栄養士による相談を自宅や公民館において指導を行う。	実施	推進	(1)-④
身体障害のある人の経済的負担を軽減し、療養を推進するため、自立支援医療（更生医療・育成医療）費の給付を行う。	53人	80人	(2)-①
精神障害のある人の経済的負担を軽減し、療養を推進するため、自立支援医療（精神通院）費の受付事務を行う。	722人	1,020人	(2)-①
重度障害者（児）の経済的負担を軽減し、療養を推進するため、医療費の自己負担金を助成する。	1,144人	1,300人	(2)-②
精神障害のある人の経済的負担を軽減し、療養を推進するため、入院医療費の自己負担金を助成する。	84人	100人	(2)-③

施策名 4 自立と社会参加に向けた基盤づくり（療育・教育・育成、雇用・就労

情報・コミュニケーション）

項 目	現 状	平成 29年度	関連 施策
子ども支援室や子ども早期療育支援センター「はぐくみ」において療育相談を充実する。（相談件数）	160件	220件	(1)-①
障害のある子どもに適切な療育と発達支援、家族支援を療育支援ネットワーク体制で実施する。	実施	推進	(1)-②
子ども早期療育支援センター「はぐくみ」を充実し、保育所（園）・幼稚園と連携を図り、早期療育体制を整備する。	仮設置	本設置	(1)-③
保育所（園）・幼稚園への障害児対応保育士・幼稚園教諭等を配置する。	17施設	17施設	(1)-④
学校教職員に療育指導研修を実施する。	実施	推進	(1)-⑤
障害のある乳幼児・児童・生徒に、適切に対応するため、保健、医療、福祉、教育関係者の連携した相談体制とする。	実施	拡充	(1)-⑥
障害のある児童・生徒の発達段階やニーズに応じた教育相談体制を整備する。	実施	推進	(1)-⑦
小・中学校に支援学級等支援員を配置する。	全小・ 中学校	推進	(1)-⑧

項 目	現 状	平成 29年度	関連 施策
活動の場の確保と保護者等の就労支援を図るため、障害児放課後児童クラブを充実する。	3箇所	3箇所	(1)-⑨
障害のある児童・生徒の活動の場と保護者の負担軽減のため放課後等デイサービス事業を整備する。	—	推進	(1)-⑩
市内事業所の障害者雇用率の向上を図る。	2.1%	2.0%	(2)- ①⑤
市職員の障害者雇用率の向上を図る。	2.2%	2.3%	(2)-②
障害者就業・生活支援センター（ラック）を活用して自立に向けて支援する。	実施	推進	(2)-③
障害のある人における職場実習を行い、雇用機会の拡充を図る。	実施	推進	(2)-⑥
業務委託や物品の調達方針を策定し、障害者就労施設等の受注の拡大を図る。	—	推進	(2)-⑨
障害福祉サービス等を福祉ガイドブック、広報紙等で情報提供し、身体・知的障害相談員、民生委員児童委員と連携して相談体制の充実を図る。	実施	推進	(3)-①
講演会や研修会に手話通訳者や要約筆記者を派遣する。	221人	250人	(3)-③
聴覚障害のある人への窓口対応として手話通訳者を配置する。	実施	推進	(3)-④
障害者スポーツ教室を開催する。	2回 (毎年)	2回 (毎年)	(4)-①
障害者スポーツ大会への参加を促進する。	55人(県) 60人(市)	60人(県) 80人(市)	(4)-②
スポーツ指導員を育成する。	—	2人	(4)-⑥
障害者文化展を開催する。	実施	推進	(5)-①
文化・芸術サークル等を支援する。	実施	推進	(5)-②

施策名 5 すべての人にやさしいまちづくり（生活環境）

項 目	現 状	平成 29年度	関連 施策
公共施設のユニバーサルデザインを導入する。	実施	推進	(1)-①
J R 袋井駅のユニバーサルデザインを導入する。	実施	完了	(1)-②
公園のユニバーサルデザインを導入する。	実施	推進	(1)-③
歩道のバリアフリー化を推進する。	実施	推進	(1)-④
公共施設等、J R 駅舎、公園、歩道に案内・誘導装置を設置する。	実施	推進	(1)- ①②③④
障害のある人が利用する施設に障害者用駐車場を確保する。	実施	推進	(1)-①
自主運行バスの低床化、補助ステップ等を設置する。	4台	6台	(1)-⑤
住宅改良等の相談を行うとともに、改造・改修費を助成する。	実施	推進	(2)-①
市営住宅においてユニバーサルデザインを導入する。	88戸	96戸	(2)-②
グループホーム・ケアホームの整備を助成する。	14箇所	16箇所	(2)-③
情報伝達体制を整備する。	実施	推進	(3)-②
レスキューナウへの登録を推進する。	実施	推進	(3)-③
緊急通報システムの貸与を促進する。	—	推進	(3)-④
障害のある人の防災訓練への参加を促す。	実施	拡充	(3)-⑤
福祉避難所を設置する。	—	1 箇所	(3)-⑥
福祉避難所へ聴覚障害者用受信装置等を整備する。	—	1 箇所	(3)-⑥

3 関係機関・団体との連携

本計画の円滑な推進のためには、行政だけでなく、市民や事業所等の理解と協力、そして障害のある人自身の積極的な参加が必要です。また、障害のある人の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関・団体との連携は欠かせないものです。

◆国・県との連携

障害者施策の多くは、国や県の補助事業で実施されており、本計画を推進するためには、国や県との連携が必要となります。

また、国や県レベルで対応する課題については、国や県と連携して本計画を推進するとともに、積極的に提言や要望を行っていきます。

◆障害者団体・ボランティア団体・専門機関・民間事業者等との連携

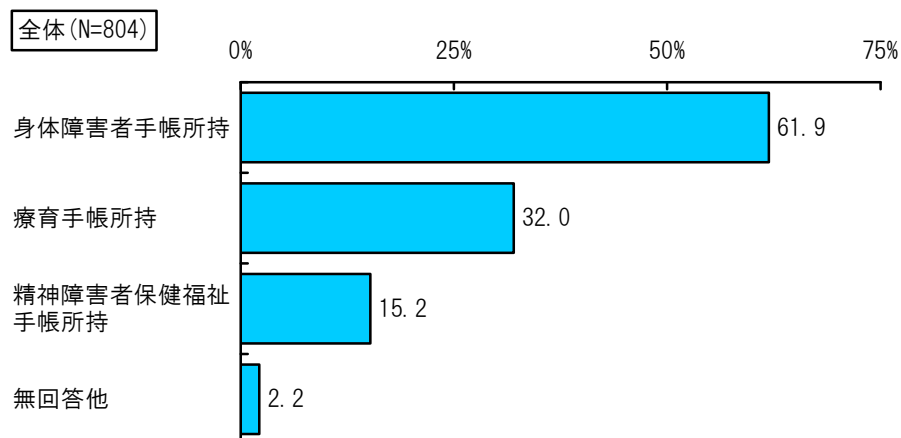
本計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するには、専門機関の協力が必要です。また、障害者団体、ボランティア団体、ハローワーク、身体・知的障害者相談員、民生委員児童委員、社会福祉協議会、事業所及び地域住民の協力が大切なことから、地域の関係団体等と相互に連携を図っていきます。

また、障害のある人のニーズや意見にも積極的に耳を傾け、施策に反映する体制づくりを推進します。

資料編

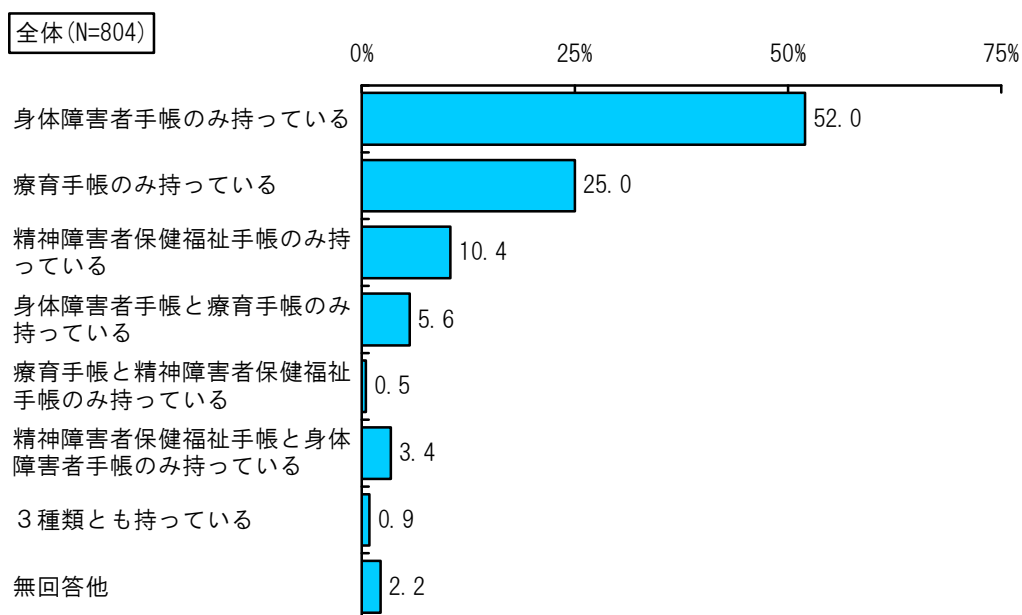
1 袋井市障害者計画策定のためのアンケート（抜粋）

障害者手帳所持状況①



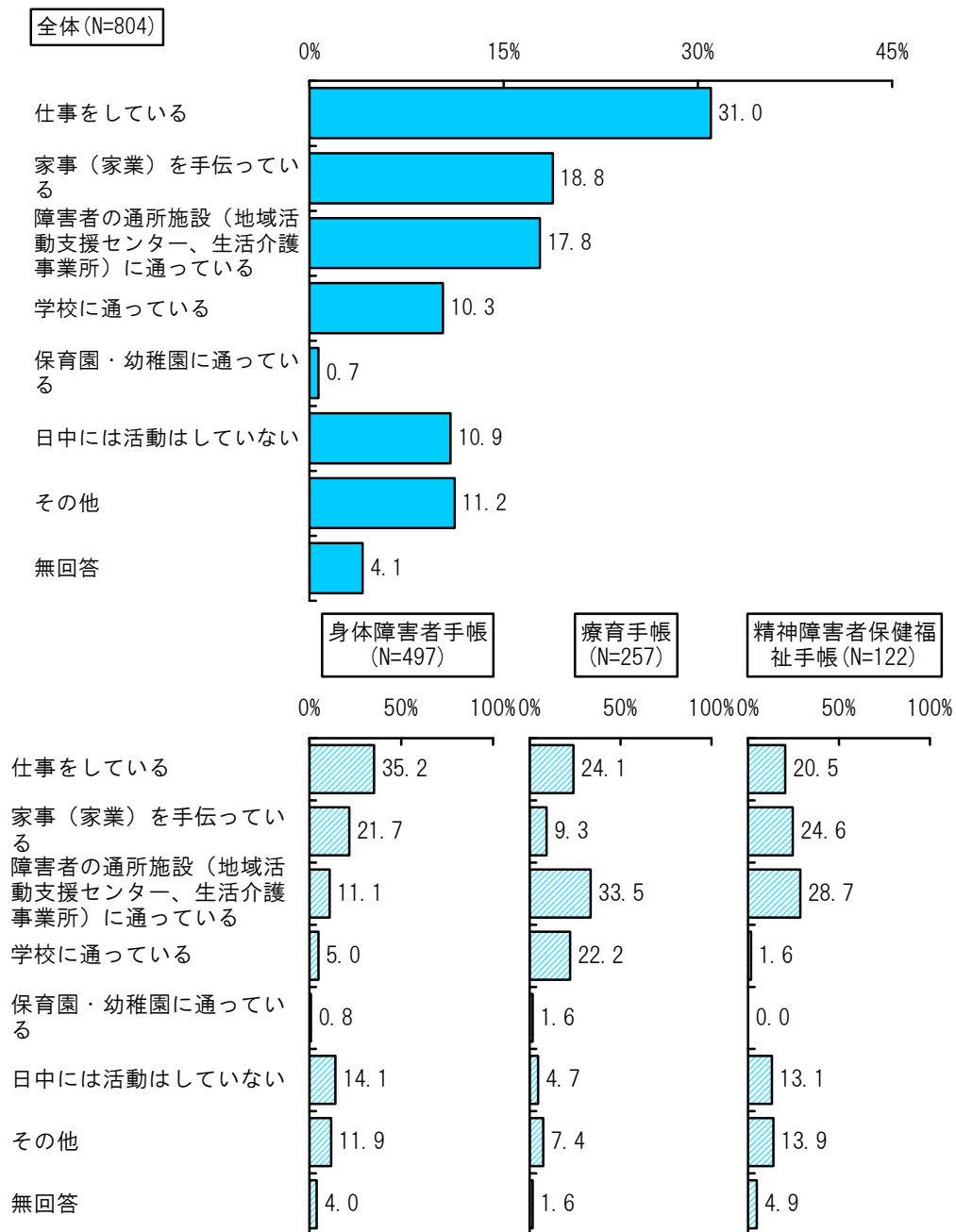
手帳所持者は、「身体障害者手帳所持」（61.9%）が最も多く、6割を超えています。次いで「療育手帳所持」（32.0%）、「精神障害者保健福祉手帳所持」（15.2%）となっています。

障害者手帳所持状況②



所持している手帳は、「身体障害者手帳のみ持っている」（52.0%）が最も多く、5割を超えています。次いで「療育手帳のみ持っている」（25.0%）、「精神障害者保健福祉手帳のみ持っている」（10.4%）、「身体障害者手帳と療育手帳のみ持っている」（5.6%）などとなっています。

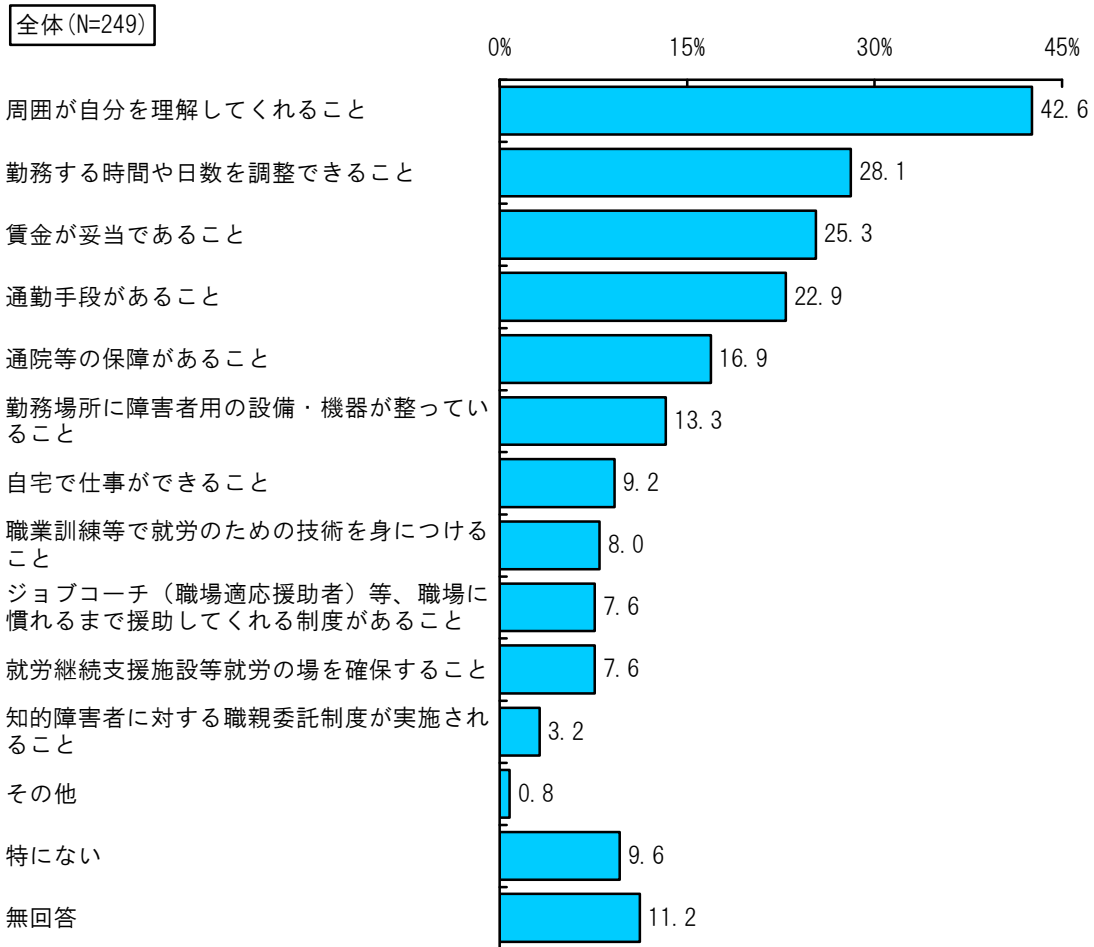
現在の日中の活動状況



現在の日中の活動状況は、「仕事をしている」（31.0％）が最も多く、3割を超えています。次いで「家事（家業）を手伝っている」（18.8％）、「障害者の通所施設（地域活動支援センター、生活介護事業所）に通っている」（17.8％）、「学校に通っている」（10.3％）などとなっています。

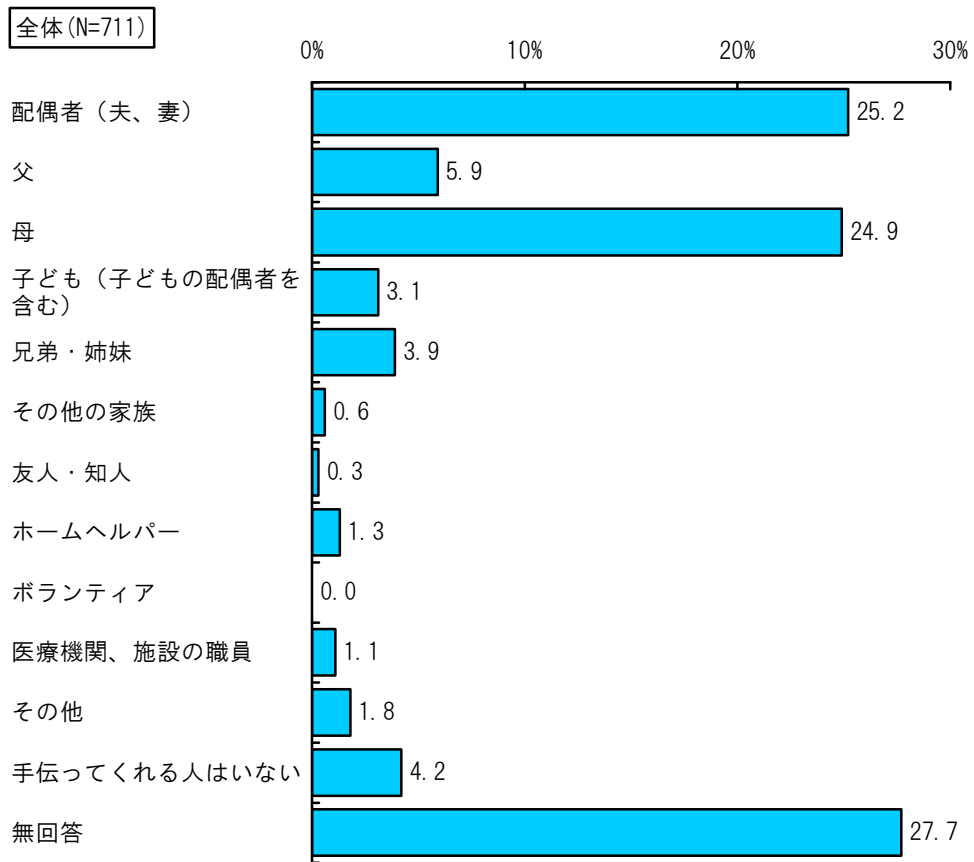
療育手帳所持者で「学校に通っている」（22.2％）が2割を超えており、ほかの手帳所持者よりも多くなっています。

障害のある人が働くために大切な環境



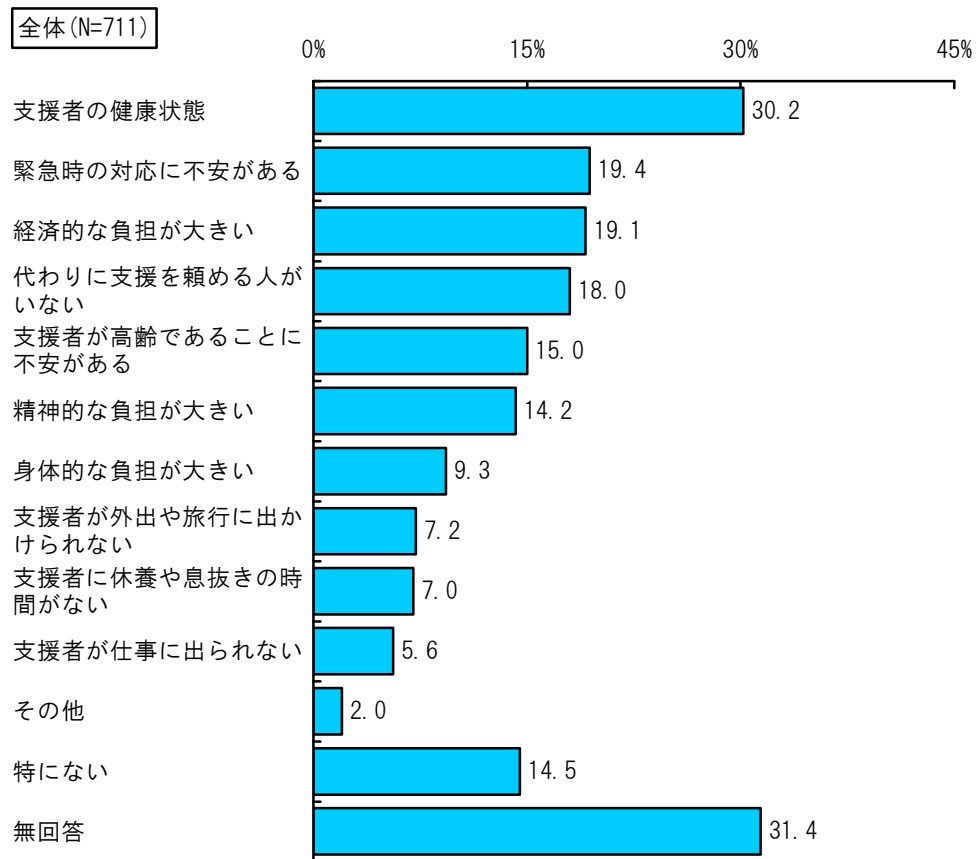
障害のある人が働くために大切な環境は、「周囲が自分を理解してくれること」（42.6％）が最も多く、4割を超えています。次いで「勤務する時間や日数を調整できること」（28.1％）、「賃金が妥当であること」（25.3％）、「通勤手段があること」（22.9％）などとなっています。

主に支援してくれる人



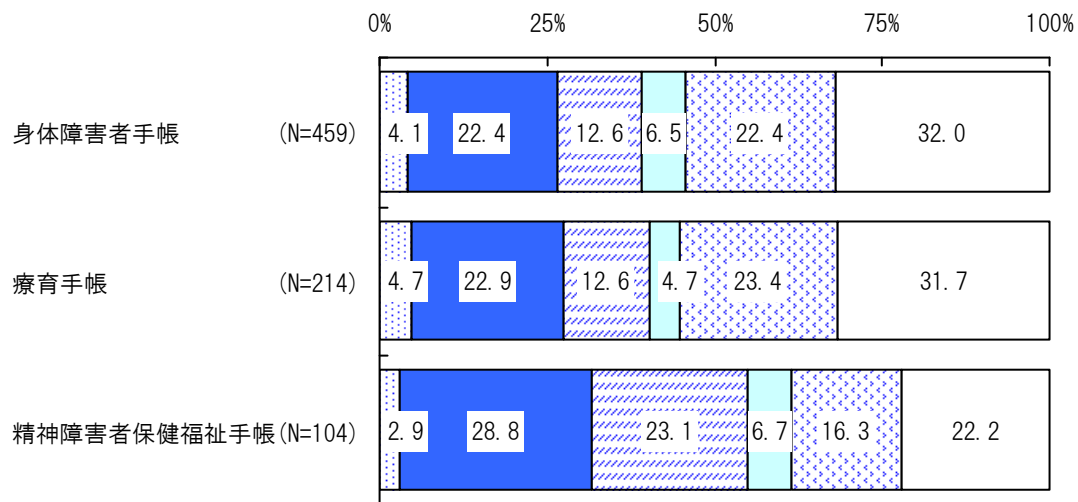
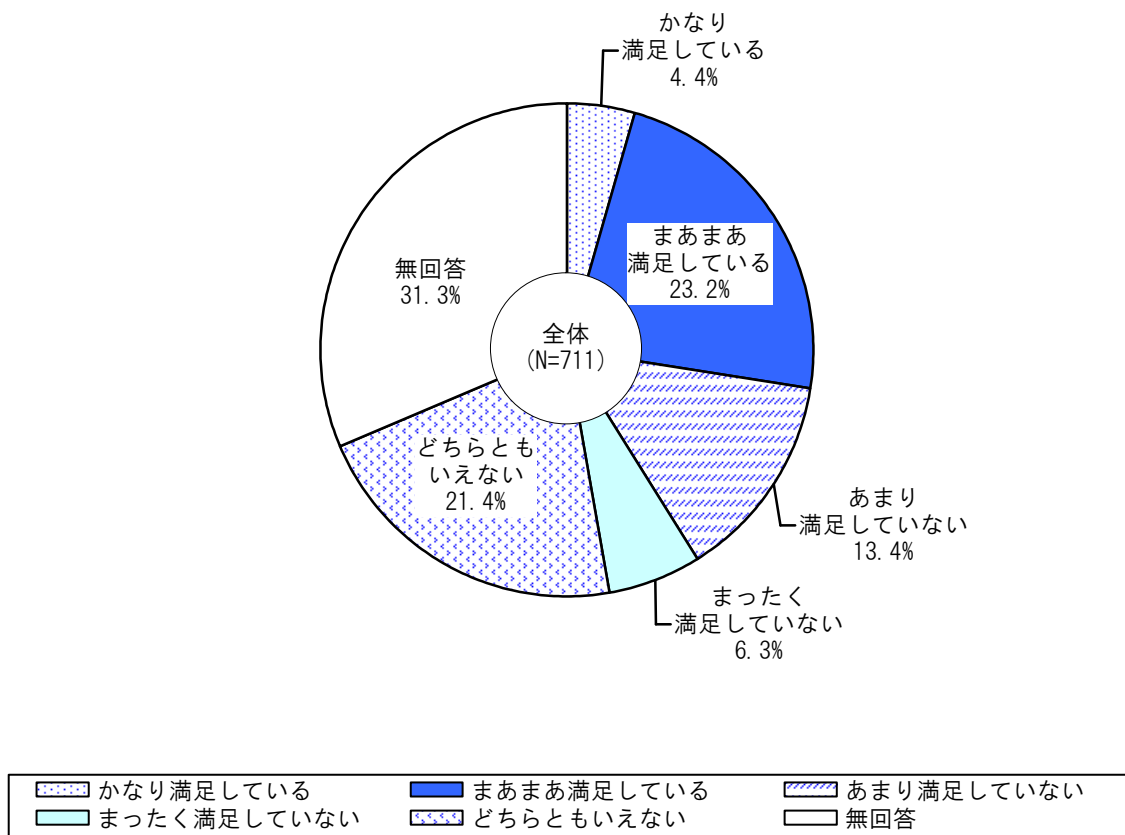
主に支援してくれる人は、「配偶者（夫、妻）」（25.2%）、「母」（24.9%）が多く、いずれも2割を超えています。次いで「父」（5.9%）、「兄弟・姉妹」（3.9%）などとなっています。

支援について不安に感じていること



支援について不安に感じていることは、「支援者の健康状態」(30.2%)が最も多く、3割を占めています。次いで「緊急時の対応に不安がある」(19.4%)、「経済的な負担が大きい」(19.1%)、「代わりに支援を頼める人がいない」(18.0%)などとなっています。

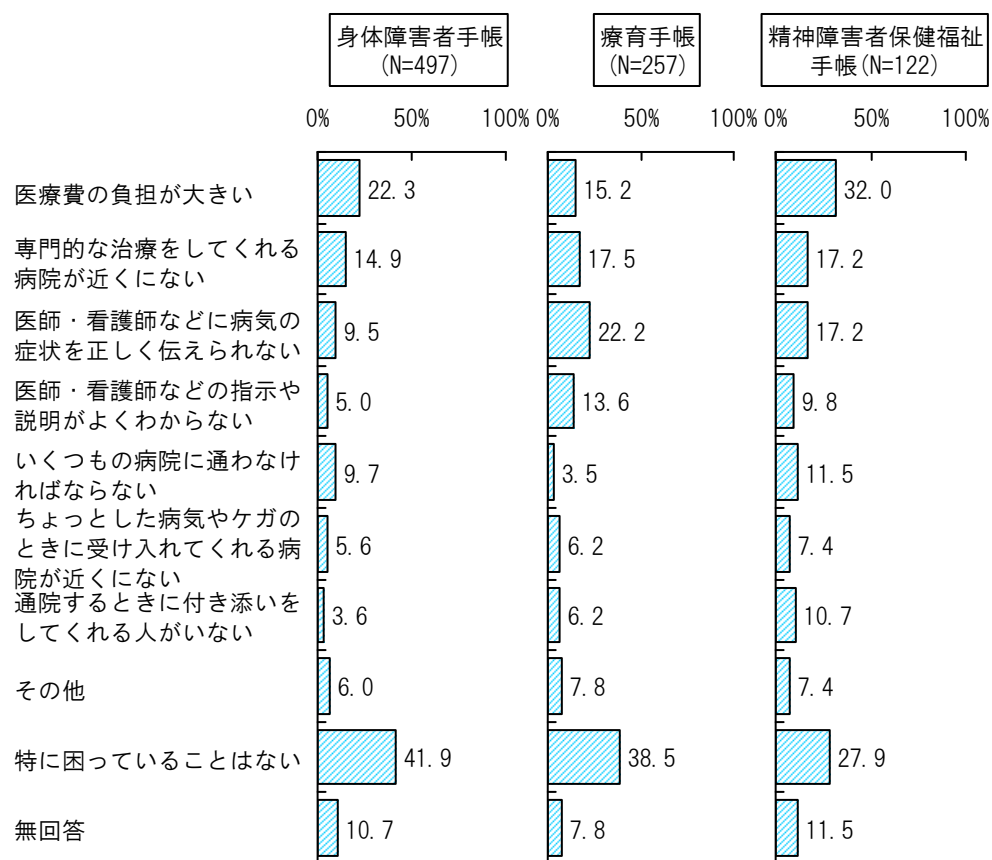
現在の生活支援の制度の満足度



現在の生活支援の制度の満足度は、「まあまあ満足している」(23.2%)、「どちらともいえない」(21.4%)が多く、いずれも2割を超えています。

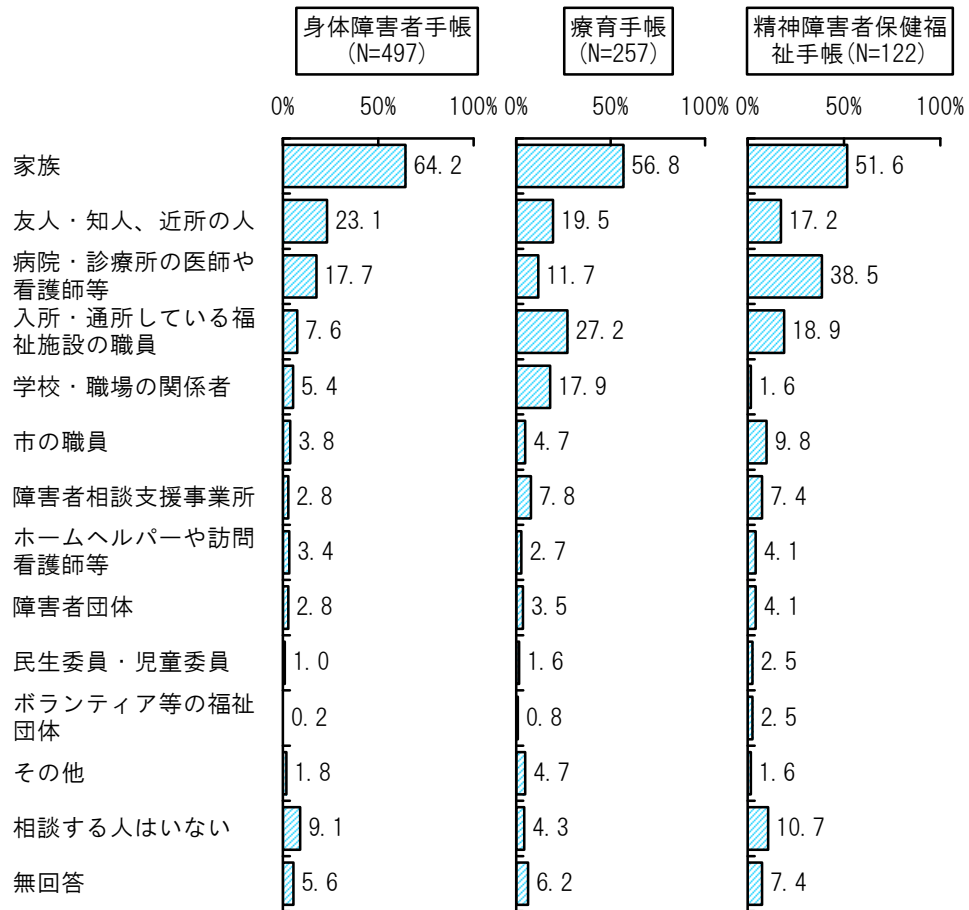
精神障害者保健福祉手帳所持者は「あまり満足していない」(23.1%)が2割を超えており、ほかの手帳所持者よりも多くなっています。

医療を受ける上で困っていること



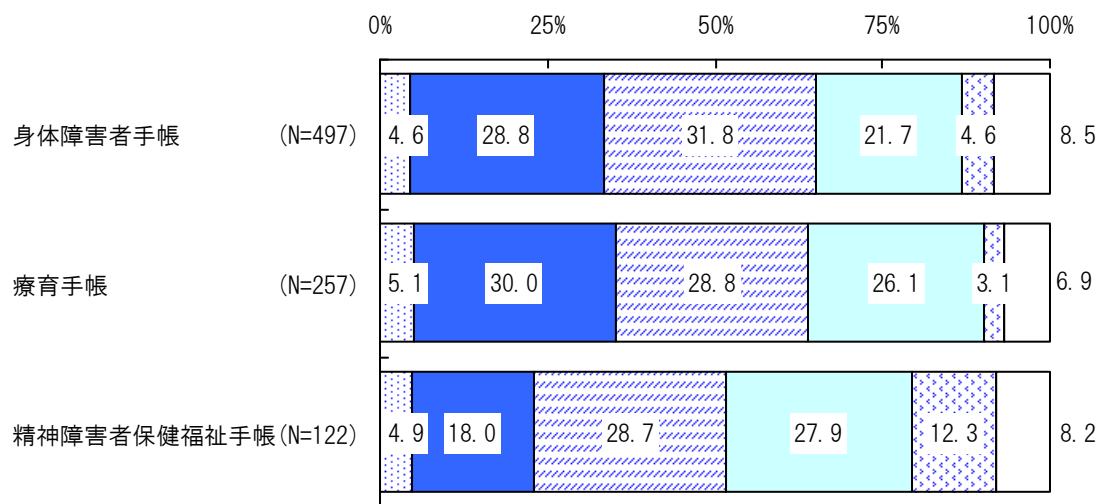
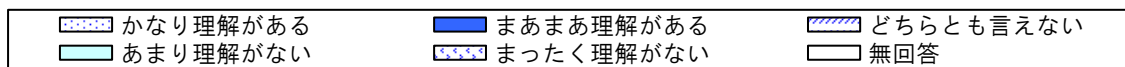
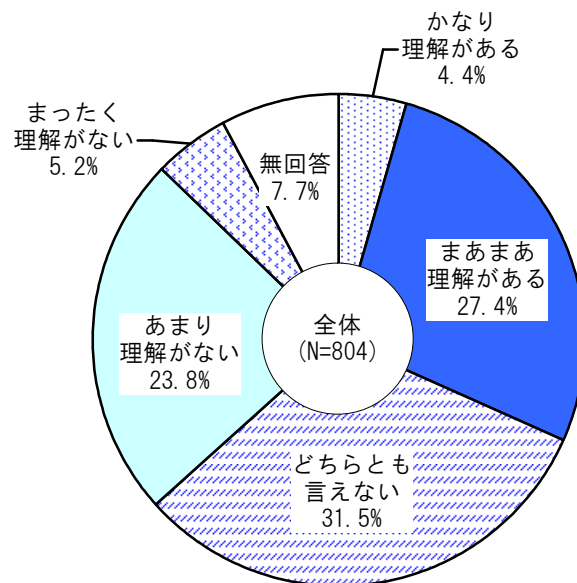
身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「医療費の負担が大きい」が多く、2割を超えています。療育手帳所持者は「医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない」(22.2%)が多く、2割を超えています。

悩みごとや心配ごとの相談先



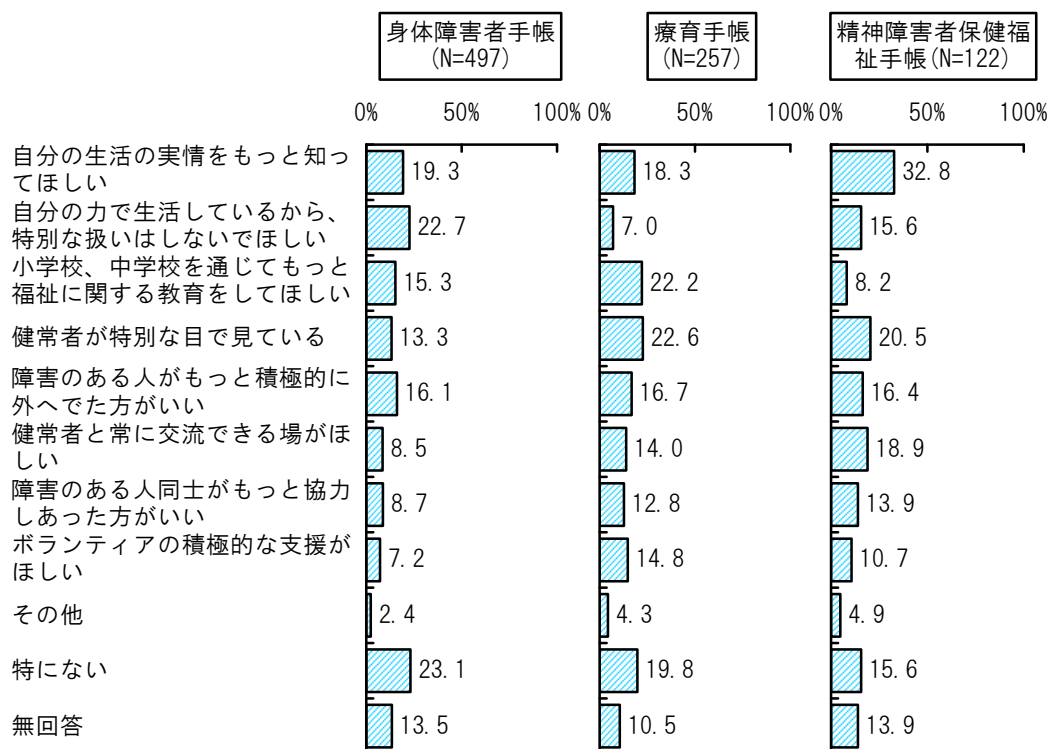
いずれの手帳所持者も「家族」が多く、5割を超えています。療育手帳所持者は「入所・通所している福祉施設の職員」(27.2%)が2割、精神障害者保健福祉手帳所持者は「病院・診療所の医師や看護師等」(38.5%)が3割を超えており、ほかの手帳所持者よりも多くなっています。

障害のある人に対する住民の理解



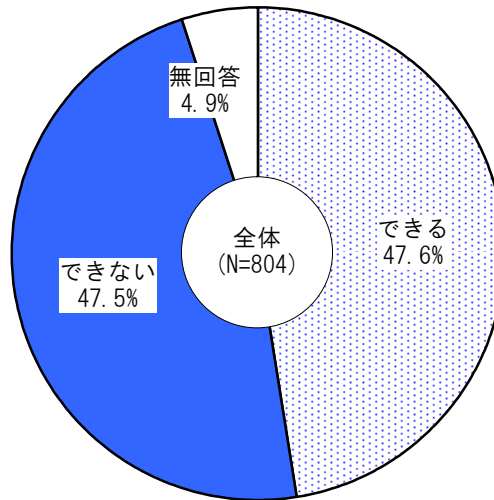
精神障害者保健福祉手帳所持者は「まったく理解がない」（12.3%）が1割を超えており、ほかの手帳所持者よりも多くなっています。

日頃生活していて感じること



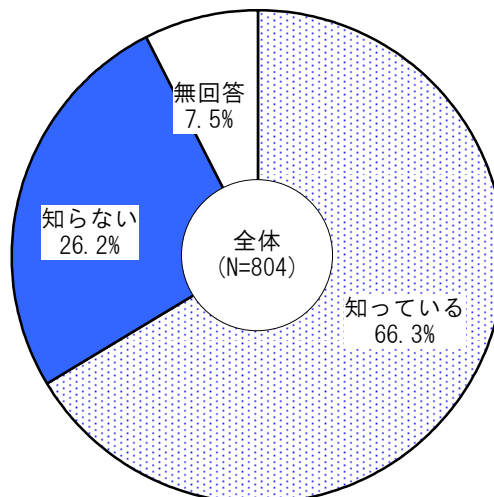
身体障害者手帳所持者は「自分の力で生活しているから、特別な扱いはしないほしい」（22.7%）や「自分の生活の実情をもっと知ってほしい」（19.3%）が多く、2割を占めています。療育手帳所持者は「健常者が特別な目で見ている」（22.6%）や「小学校、中学校を通じてもっと福祉に関する教育をしてほしい」（22.2%）が多く、2割を超えています。精神障害者保健福祉手帳所持者は「自分の生活の実情をもっと知ってほしい」（32.8%）が多く、3割を超えています。

災害時一人で避難できるか



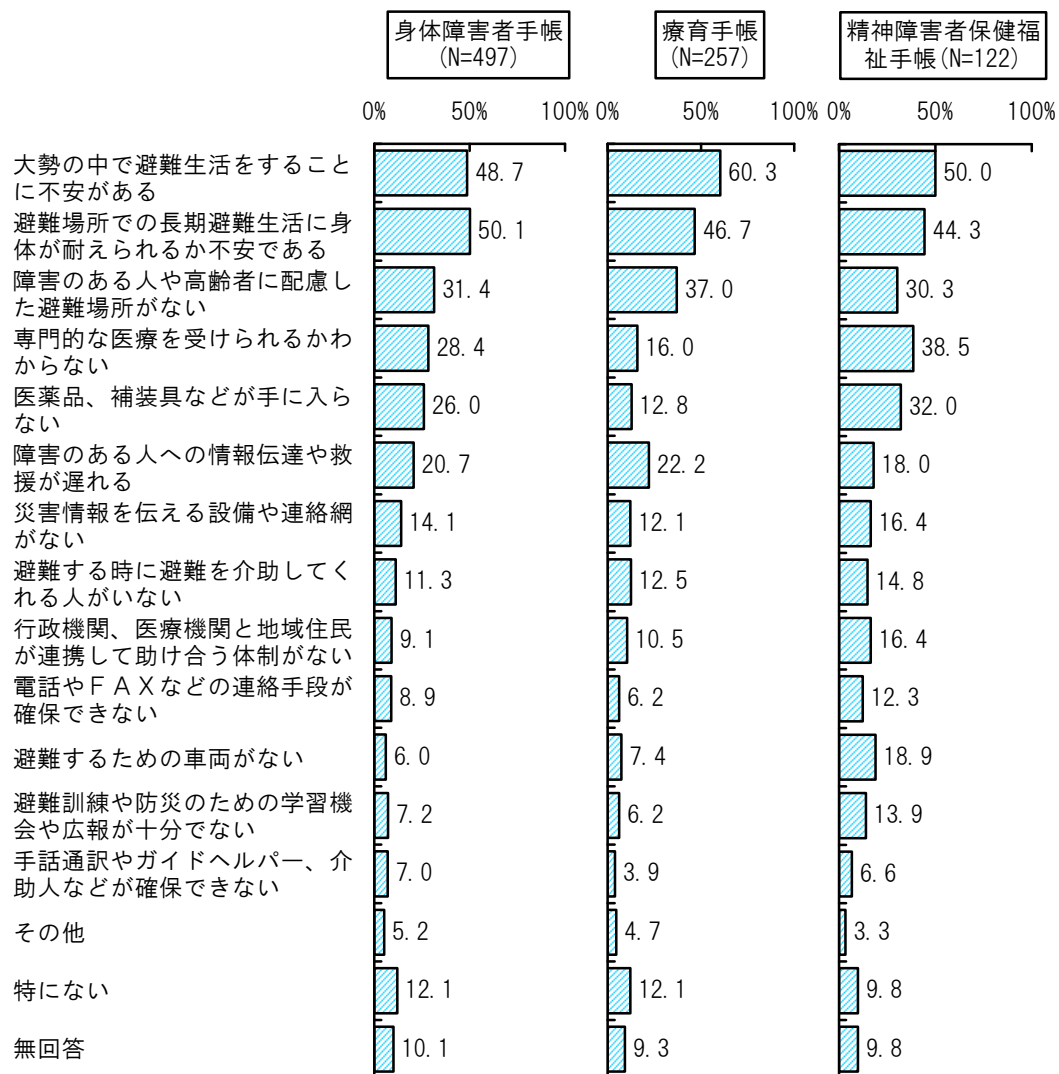
災害時一人で避難できるかは、「できる」(47.6%)と「できない」(47.5%)が同程度となっています。

災害時緊急避難場所の認知



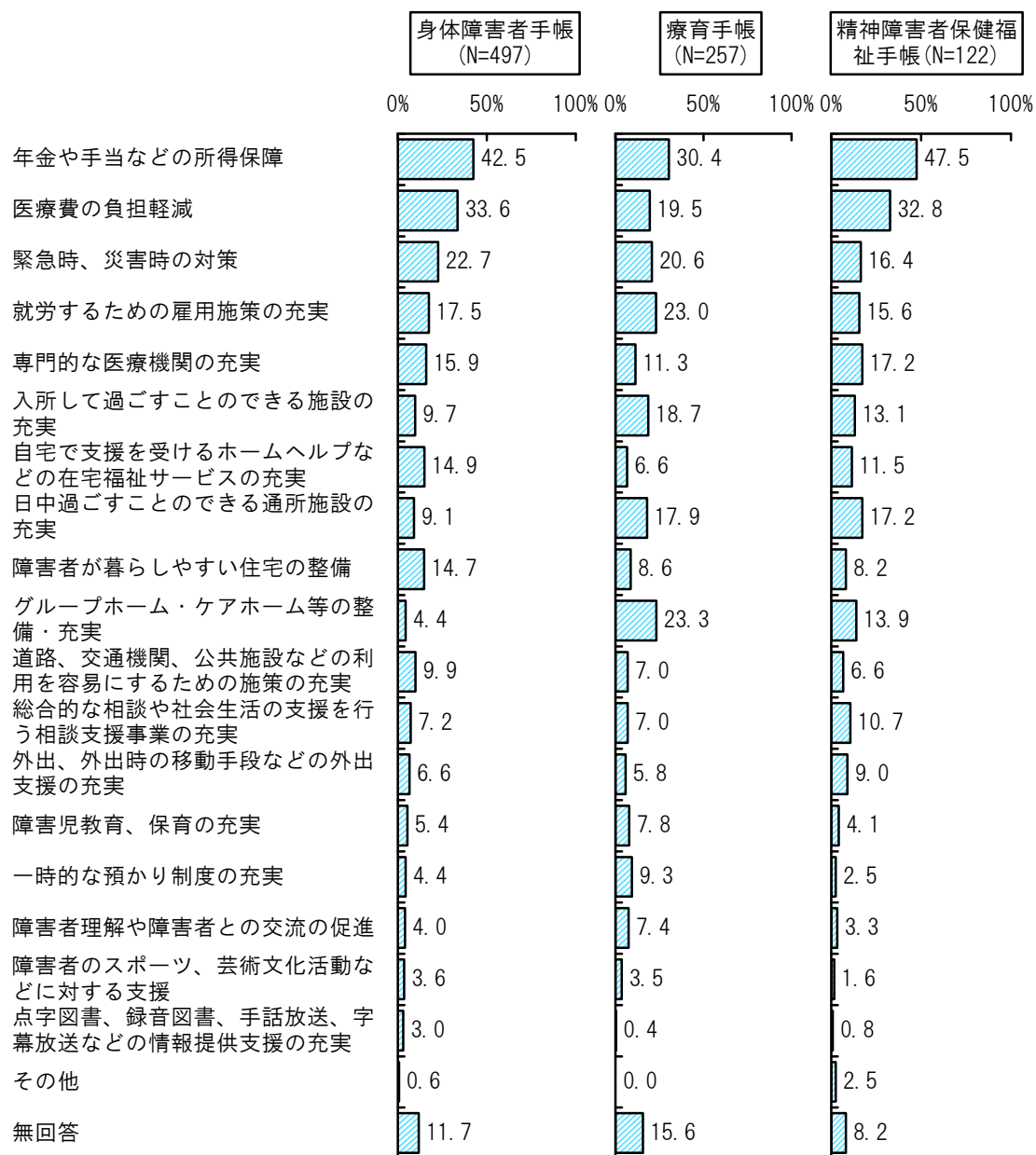
災害時緊急避難場所の認知は、「知っている」(66.3%)が6割、「知らない」(26.2%)が2割となっています。

災害時を想定した場合に不安なこと



身体障害者手帳所持者は「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」（50.1%）が多く、5割を占めています。療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「大勢の中で避難生活をするに不安がある」が多く、いずれも5割を占めています。

今後、市が取り組むべき重要な施策



いずれの手帳所持者も「年金や手当などの所得保障」が最も多くなっています。療育手帳所持者は、「グループホーム・ケアホーム等の整備・充実」（23.3%）が2割を超えており、ほかの手帳所持者よりも多くなっています。

2 袋井市障害者計画策定経過

年月日	会議名等	会議内容
平成24年6月28日 ～平成24年7月23日	袋井市第2次障害者計画策定のためのアンケート	対象者数 1,539人 回収数 827人 有効回収数 804人 有効回収率 52.2%
平成24年10月3日	第1回 袋井市障害者計画推進協議会	・会長・副会長の選出 ・袋井市第1次障害者計画の進捗状況について ・袋井市第2次障害者計画の策定のためのアンケート結果について ・袋井市第2次障害者計画の骨子について ・袋井市第2次障害者計画策定のスケジュール等について
平成25年1月16日	第2回 袋井市障害者計画推進協議会	・袋井市第2次障害者計画（案）について
平成25年3月8日	第3回 袋井市障害者計画推進協議会	・袋井市第2次障害者計画（案）について ・パブリックコメントの実施結果について

3 袋井市障害者計画推進協議会要綱

（設置）

第1条 袋井市は、障害者計画（以下「計画」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袋井市障害者計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）計画の推進及び進行管理に関すること。
- （3）その他計画の推進に必要と認めること。

（組織）

第3条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）地域住民組織の代表者
- （2）福祉関係団体の代表者
- （3）保健・医療に関係する者
- （4）教育に関係する者
- （5）その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部しあわせ推進課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

4 袋井市障害者計画推進協議会委員名簿

	氏 名	所 属 区 分	備 考
1	山本 哲	袋井市自治会連合会（袋井北四町連合会長）	地域住民組織
2	加藤 昭	袋井市民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会長	
3	早川 清志	袋井市社会福祉協議会長	福祉関係団体
4	山本 博司	袋井市身体障害者福祉会長	
5	名倉 秀幸	袋井市身体障害者福祉会視覚障害者部長	
6	山本美恵子	袋井市身体障害者福祉会聴覚障害者部代表	
7	澤 のり子	袋井市手をつなぐ育成会顧問	
8	海野 清	NPO法人すずらの会理事長	
9	大場 保治	指定相談支援事業所長 （社会福祉法人なごみかぜ理事長）	
10	高橋 幸孝	中東遠障害児（者）地域療育等支援センター コーディネーター	保健・医療
11	森下 浩治	磐周医師会袋井支部（森下整形外科）	
12	鈴木 朱美	日本作業療法士協会静岡県土会	教育
13	寺田 洋	静岡県立袋井特別支援学校教頭	
14	増本 旭	NPO法人視覚障害者サポートネット理事長	
15	倉田 裕司	静岡県建築士会西部ブロック中遠地区	市長が必要と 認める者

5 用語解説

あ行

○IT（情報通信技術）

Information Technologyの略。コンピューターやデータ通信等に関する技術をまとめた呼び方。

○NPO法人（＝Non Profit Organization）

民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

か行

○ガイドチャイム

特殊な音の信号により、公共施設の入口等の位置情報を提供する装置。

○学習障害（LD＝Learning Disabilities）

基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する等の能力のうち特定の能力の習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る法律。（平成25年4月1日施行）

○グループホーム・ケアホーム

グループホームは、介護は必要とせず、就労しているまたは自立訓練、就労移行支援等を利用している障害のある人を対象に、事業所と利用者が利用契約を結び、共同生活の場において相談その他の日常生活上の援助を行う施設。

ケアホームは、介護を必要とする障害のある人を対象に、事業所と利用者が利用契約を結び、共同生活を営む住居において、入浴、食事、排泄等の介護や日常生活上の世話や相談支援などを行う。

○ゲートキーパー

ゲートキーパーとは、直訳すると「門番」を意味するが、悩みを抱えている人に気づき声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいう。

悩んでいる人は、「人に悩みを言えない」、「どこに相談に行ったらよいかわからない」などの状況に陥ることがあり、周囲の人が気づく必要がある。

○高機能自閉症

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ ②言葉の発達の遅れ ③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、明らかな知的発達の遅れを伴わないものをいう。

さ行

○災害時要援護者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとることに支援を要する人をいう。

○災害時要援護者避難支援計画

市の災害時要援護者支援に関する対象者、関係機関の役割分担、要援護者リスト、避難行動要支援者リストの提出先、保管などの全体的な考え方を記載した「全体計画」と、災害時要援護者一人ひとりに対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した「個別計画」で構成されている。

○作業療法士（OT=Occupational Therapist）

心身に障害のある人に対し、主に手先を使う作業療法（手芸、工作、治療的ゲーム等）を用いて、応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図る訓練等を行う専門職。

○社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の1つ。誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながらともに考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と「公共性」という2つの側面を合わせもっている。主な活動としては、在宅福祉サービスの実施、高齢者・障害者・児童福祉活動、生活福祉資金の貸付け等がある。

○手話通訳者

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

○障害児放課後児童クラブ

障害のある児童が同世代の子どもたちと放課後及び長期休暇等の余暇時間を通じてお互いの個性を認め合うとともに個々の能力を伸ばすことができるよう必要な指導を受けられるサービス。

○障害者基本法

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現することを目的とした法律。障害のある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年施行。平成23年に改正が行われ、障害者の定義の見直し等が行われた。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課す法律。

○障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るため、障害のある人の相談に応じ、必要な指導や助言を行うとともに、ハローワークや福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携を図り、総合的な支援を行う施設。

○障害者就労施設

雇用されることが困難な障害のある人が通所して、必要な訓練や職業の提供を受け、自活できるようにする施設。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

法律名を障害者自立支援法から障害者総合支援法に改め、障害者の範囲や障害程度区分、障害者に対する支援（重度訪問介護・地域移行支援）の対象拡大や、地域生活支援事業の必須事業を追加するなどして、障害福祉サービスと地域生活支援事業の支援を総合的に行う。（平成25年4月1日施行）

○ジョブコーチ

障害のある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法等を助言するとともに、通勤時、就労時等のサポートをする人をいう。

○自立した生活

さまざまな面で他人に依存しなければならない重度の障害のある人が、自己決定に基づいて、地域社会の中で各種の福祉サービスや制度を活用しながら、主体的な生活を営むこと。

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる人であることを確認する手帳。対象となる障害は、①視覚障害 ②聴覚または平衡機能の障害 ③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害 ④肢体不自由 ⑤内部機能障害（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸・免疫・肝臓の機能障害）で、障害の程度により1級から6級の等級が記載される。

○生活習慣病

がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、糖尿病等、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群で、平成9年に厚生省（当時）によって提唱された。従来の「成人病」という一連の疾患群を示す言葉に代わる名称。

○生活の質（QOL）

人生や生活の豊かさなどを多面的な形で示す指標で、個人の満足度や幸福感、快適さ、生きがい感等を示す。

介護の場においては、「生活の質の向上」が重視され、個人の多様な価値観や生き様、自己選択、自己決定の意志等を尊重した生活援助・支援を行い、人としての尊厳を守り自立を支援する介護が目指されている。

○精神障害者総合雇用支援

精神障害者の雇用を予定している企業、またはすでに雇用している企業に対して、主治医と連携して、雇用前の雇用促進、雇用後の職場復帰（リワーク支援）・雇用継続のために行う専門的な支援。

○精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害のある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた人に対して各種の支援策が講じられる。

○成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等）の財産や権利を保護するための制度。

○早期療育

心身に障害のある児童に対し、早期に適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成することをいう。

○相談支援事業所

相談支援専門員研修を受講したものであって、市町村が相談支援事業を委託した場合、サービス利用者に対し、相談、情報提供や助言を行い、支給決定における申請を支援し、サービス利用計画の策定を行う。

た行

○地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

○地域生活支援事業

市町村が地域の実情に合わせて、自立支援給付以外で障害のある人の地域における生活を支えるさまざまなサービス。

○地域福祉計画

市町村地域福祉計画は、地域福祉を推進する主体である住民等の参加を得て、地域の生活課題を発見し、行政と住民等の協働により解決することを目指している。

県地域福祉支援計画は、市町村地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通じる広域的な見地からのものとなっている。

○注意欠陥・多動性障害（ADHD=Attention Deficit / Hyperactivity Disorder）

衝動性や注意力をコントロールすることについて、脳機能の障害があるとされている。勉強や仕事等に細かい注意を払うことが苦手で、注意の持続が難しい、順番を待つことやじっと座っていることが苦手といった特徴がみられる。

○通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導（言語訓練、聴能力訓練等）を特別の指導の場で行う教育形態。

○特別支援学級

心身に障害のある児童・生徒のために、小学校、中学校、高等学校に特別に編成されている学級で、その障害に応じた教育を行う。

○特別支援学校

平成19年4月から、盲学校、聾学校、養護学校は、すべて障害の種類を越えて、特別支援学校という呼称に統一された。例えば、視覚に障害のある人を主として教育する特別支援学校というようになるとともに、地域の小・中学校等の相談、支援等、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たすこととなった。

○特別支援教育

学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。従来の障害の程度等に応じて、特別の場で指導を行う「特殊教育」からの転換が図られている。

な行

○難病

国の「難病対策要綱」によると、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護等に人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。

○ニーズ

障害のある人が必要としていること、要望・要求。

○日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行う事業で、社会福祉協議会が主体となって実施する。

○日常生活用具

重度の障害のある人や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障害のある人用のタイプライター・電磁調理器・点字図書や聴覚障害のある人用ファックス・文字放送デコーダ、肢体が不自由な人及び難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープ等がある。

○日常生活用具の給付

在宅の重度の障害のある人に対し、特殊寝台、移動用リフト等を給付することによって障害のある人の日常生活を容易なものとし、介護者の負担の軽減を図る制度。

○ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。

は行

○発達障害

平成17年4月施行の発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

○バリアフリー

「障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア：Barrier）となるものを除去（フリー：Free）する」という意味で、建物や道路等の段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

○ファックス119・eメール119・Web119

電話による119番通報にかわり、ファックス・メール・Web利用による緊急通報。

○福祉教育実践校

児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるため、県社会福祉協議会の指定を受け、施設体験学習、学校行事への高齢者の招待等の福祉教育を実践する小・中・高等学校。

○福祉的就労

一般企業等での就労が困難な障害のある人が、各種授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

○法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、割合に相当する数以上の身体障害のある人または知的障害のある人を雇用しなければならないこととされている。（平成25年4月改正）

民間企業（常用労働者50人以上規模の企業）	・・・2.0%
国・地方公共団体・特殊法人等	・・・2.3%
都道府県等の教育委員会	・・・2.2%

○ホームヘルパー（訪問介護員）

障害のある人の家庭等におもむき、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供する人。

○補装具

身体障害のある人の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障害のある人用の白杖・義眼等、聴覚障害のある人用の補聴器、肢体が不自由な人用の車椅子・義手・義足等がある。

○ボランティア

社会福祉において、個人の意思により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則「自主性」、「社会性」、「無償性」、「継続性」。ただし、有償の場合もある。

ま行

○民生委員児童委員

民生委員は民生委員法（昭和23年法律第198号）によってその設置が定められ、また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）によって同時に児童委員を兼ねることになっている。各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障害のある人、高齢者、児童等の相談に応じ、適切な助言、指導を行う。

や行

○ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、言語等の、さまざまな特性や違いを認め合い、最初からすべての人が利用しやすいよう配慮した環境、建築、施設、製品等のデザインにしていこうとする考え方。

○要約筆記

聴覚に障害のある人に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書くよりも数倍早く、すべてを書くことは不可能なため、話の内容を要約して伝えるもの。

○要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚に障害のある人のために要約筆記を行う人。

ら行

○療育手帳

知的障害のある人に対し、都道府県知事（政令指定都市にあってはその市長）が発行する障害者手帳のこと。18歳未満は児童相談所が、18歳以上は知的障害者更生相談所において「知的障害」と判定される。

○レスキューナウ

静岡県では災害情報配信会社の(株)レスキューナウ・ドット・ネットと協定を結んでおり、災害情報は、県や市町が(株)レスキューナウ・ドット・ネットに情報を提供することで、(株)レスキューナウ・ドット・ネットから、登録された人に災害情報が配信されるサービス。



袋井市 第2次障害者計画

発 行 平成25年3月
袋井市 健康推進部 しあわせ推進課
〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1
TEL 0538-44-3114 FAX 0538-43-6285
URL <http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>